

第9回 議会改革調査検討特別委員会

平成30年10月12日(金)

10時00分～ 時 分

第4委員会室

【出席者】 西田委員長 牛尾副委員長 西川委員 村武委員 柳楽委員 小川委員
野藤委員 笹田委員 布施委員 道下委員 ~~田畑委員~~ 澁谷委員

【議長団・委員外議員】 川神議長

【事務局】 小川局長 篠原書記 ~~新開書記~~ 鎌原書記

議題

- 1 通年会期制導入に伴う条例等の整備について

資料	1
----	---

資料	2
----	---

- 2 その他

○次回開催 月 日 () 時 分 第4委員会室

浜田市議会の会期等に関する条例（案）

（会期）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第102条の2第1項の規定に基づき、浜田市議会の会期は、11月1日から翌年の10月31日までとする。ただし、同条第3項及び第4項の場合は、この限りでない。

（定例日）

第2条 法第102条の2第6項に規定する定例日は、次に掲げるとおりとする。ただし、その日が浜田市の休日を定める条例（平成17年浜田市条例第2号）第1条第1項の市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該休日前後において直近の休日でない日を定例日とする。

- (1) 12月1日
- (2) 2月24日
- (3) 6月15日
- (4) 9月1日

2 前項の規定にかかわらず、議長は、付議する議案等の審議の都合その他の事情により必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（浜田市議会の会期の特例）

2 第1条本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後の最初の浜田市議会の会期については、平成31年4月1日から同年10月31日までとする。

（浜田市議会基本条例の一部改正）

3 浜田市議会基本条例（平成23年浜田市条例第34号）の一部を次のように改正する。

目次中「第17条」を「第16条」に、「第18条—第21条」を「第17条—第20条」に、「第22条—第24条」を「第21条—第23条」に「第25条」を「第24条」に、「第26条」を「第25条」に改める。

第14条を削り、第15条を第14条とし、第16条を第15条とし、第17条を第16条とする。

第3章中第18条を第17条とし、第19条から第21条までを1条ずつ繰り上げ

る。

第4章中第22条を第21条とし、第23条を第22条とし、第24条を第23条とする。

第5章中第25条を第24条とする。

(浜田市議会定例会の回数を定める条例の廃止)

- 4 浜田市議会定例会の定例会の回数を定める条例（平成17年浜田市条例第5号）は、廃止する。

浜田市議会申し合わせ事項

21年10月改選前の申し合わせを踏襲

「申し合わせの位置付け」

この申し合わせは、会議規則、条例等に定めるもののほか、議会運営を円滑に進めるため、議会運営委員会の決定により浜田市議会の申し合わせ事項として定めるものである。

目 次

網掛け・二重線部分は特に規定がない項目

「会議規則関係」

第1章 会議

第1節 総則（議会の呼称・招集・参集・欠席、遅刻又は早退の届出・議席・会議時間）

第2節 議案及び動議（議案の提出）

第3節 議事日程（議事日程の作成及び配付）

第4節 選挙（議場の出入り口閉鎖・投票・開票及び投票の効力）

第5節 議事（議案等の説明、質疑及び委員会付託、委員長の報告）

~~第6節 秘密会~~

第7節 発言（質疑・討論・個人一般質問・会派代表質問・緊急質問等）

第8節 表決（起立及び挙手等による表決）

第9節 会議録（配布と公開・掲載しない事項・署名議員・保存等）

~~第10節 議員派遣~~

第2章 請願及び陳情（請願・陳情）

~~第3章 辞職及び資格の決定~~

~~第4章 規律~~

~~第5章 懲罰~~

~~第6章 協議又は調整を行うための場~~

~~第7章 補則~~**「委員会条例関係」**

第1章 総則（常任委員会・議会運営委員会・特別委員会・委員長及び副委員長）

第2章 審査（審査順序・委員の派遣）

第3章 発言（委員外議員の発言）

~~第4章 表決~~~~第5章 秘密会~~~~第6章 公聴会~~~~第7章 参考人~~~~第8章 請願等の処理~~

第9章 委員会の記録（委員会記録等、委員会の記録の公開）

~~第10章 規律~~~~第11章 補則~~**「政務活動の交付に関する条例関係」（政務活動費）****「その他」**

第1章 傍聴・広報

第2章 議員政治倫理審査会

~~第3章 調査会~~~~第4~~3章 会派及び各派交渉会~~第5~~4章 全員協議会~~第6~~5章 追悼~~第7~~6章 その他

「会議規則関係」

第1章 会 議

第1節 総 則

(議会の呼称)

- 1 議会の呼称は、会期ごとに平成〇年〇月浜田市議会定例会（臨時会）と称する。
- 2 同一月に臨時会が2回以上開催されたときは、2回目以降から番号を付し、平成〇年〇月第〇回浜田市議会臨時会と称する。
- 3 議長が行う議員の呼称は、〇〇番〇〇議員と称する。また執行機関の説明員等は、職名で呼ぶこととする。

(招集)

- 1 市長は招集告示をしたときは、速やかに招集通知を議員に送付する。ただし、議会運営委員会の開催時に議会運営委員会委員に配付するほか、委員等を通じて会派の議員へ配付を依頼することで送付に代えることもある。

(参集)

- 1 議員は本会議及び委員会のため登庁したときは、各自が登庁表示板のランプを点灯させ、退庁時にこれを消灯する。これをもって議長に参集の報告をしたものとみなす。

(欠席、遅刻又は早退の届出)

- 1 会議の欠席、遅刻の届け出は、やむを得ない場合、電話連絡等によることができる。この場合、事務局において届け出文書を作成する。

(議席)

- 1 議席は、最初の議会で臨時議長が仮議席を指定し、議長選挙後、議長が指定する。
- 2 指定の方法は、市町村議員の在職期数の少ない順で生年月日の若い順に1番から指定する（市町村長経験者は、その在職期間を含む）。

(会議時間)

- 1 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、会議時間を変更しようとする場合は、議長は、予め議会運営委員会に諮る。
- 2 予鈴及び本鈴の方法は、3分前に予鈴を1回、会議直前に本鈴を1回報ずる。
- 3 予鈴及び本鈴は、ブザーにより行う。(H23.6.10 修正)
- 4 会派代表質問、個人一般質問の日の会議時間の延長については、議会運営委員会を開催せず、議長団の判断に委ねることとする。(H21.11.20 追加)

第2節 議案及び動議

(議案の提出)

- 1 議員提出議案は、別紙【条例提案の流れの指針】に沿った運営となるよう心がけることとし、必要に応じ議会運営委員会で調整する。ただし、議会運営委員会が設置されていない場合は、会派世話人会を設置し調整する。
- 2 議員提出議案の提出時期は、意見書・決議案を除き、各定例会開会日の7日前（市の休日は含まない）の午後5時までとする。ただし、緊急を要するものについては、この限りではない。（H25.8.26 修正）
- 3 委員会条例及び会議規則等の議会運営に係るものの制定、改正に当たっては、議会運営委員会提出議案として、委員長名で提出し、提案説明を行う。ただし議会運営委員会が設置されていない場合は、会派世話人会の座長が提出者、他の世話人が賛成者となるものとする。
- 4 議員発議の提案の説明は、登壇して行うものとする。
- 5 議長及び副議長は、議員提出議案の提出者とならない。
- 6 意見書・決議案の提出は、議会開会日の2日前（市の休日は含まない）の午後5時までに提出することとする。ただし、緊急を要するものとして期限後に提出されたものについては、議会運営委員会でその取り扱いを協議する。（H25.8.26 修正）
(H25.8.26 削除：第7項)
- 7 請願に伴う意見書は、付託された所管の委員会において意見書の調整を行う。提出は、請願が本会議で採択された後に日程に追加し、当該委員会の委員長が提案説明を行う。
- 8 「浜田市市政に係る重要な事項の議決等に関する条例」の施行に伴い、条例第4条の意見の申出に関する順序としては、報告を受けた委員会において意見を申し出る必要が生じたときは、委員会で議決を行い議長にその旨を申し出ることとする。
委員会から申出を受けた議長は、意思決定の場として本会議、全員協議会のどちらにするかを議会運営委員会に諮り決定することとする。
議会は、意思決定を行った後、市長等への申出の処理について議長に一任することとする。

「別 紙」【条例提案の流れの指針】

(下記において「委員会」とは、「議会運営委員会・常任委員会・特別委員会」を指す)

- ① **委員会検討方式**・・・各委員会で条例提案の機運が高まれば、所管の委員会で検討し、条例案作成前（内容の骨格がある程度固まった段階）に、委員長から予め取り組みの経緯や条例制定の目的、概要について議会運営委員会に報告するものとする。

その後最終的に条例案を作成し、委員会の議決を行ったときは、委員長から議長に議案を提出する。（委員会付託なし）

- ② **議員(有志)検討方式**・・・有志の議員(会派など)で調査研究を行い、条例案作成前（内容の骨格がある程度固まった段階）に、代表者から予め取り組みの経緯や条例制定の目的、概要について議会運営委員会に報告するものとする。

議員(有志)は、その後に正式に条例案を作成したときは、議長に議案を提出する。（委員会付託あり）

- ③ **専門委員会(研究会)検討方式（専門委員会が直接提案）**・・・全員協議会又は議会運営委員会において、議員等から専門委員会立ち上げを提起し、参加者を集い専門委員会独自に調査研究を行い、条例案作成前（内容の骨格がある程度固まった段階）に、代表者から予め取り組みの経緯や条例制定の目的、概要について議会運営委員会に報告する。

専門委員会は、その後に条例案を作成し、議員提案として議長に議案を提出する。（委員会付託あり）

- ④ **専門委員会(研究会)検討方式（最終的に所管の委員会に委ねる方法）**・・・全員協議会又は議会運営委員会において、議員等から専門委員会立ち上げを提起し、参加者を集い専門委員会独自に調査研究を行い、条例素案を作成した後に、議長を通して所管の委員会に提言する。

議長は、その旨を直近の議会運営委員会に報告する。

提言を受けた所管の委員会は、所管事務調査~~や調査会~~を活用しながら、専門委員会からの説明等を参考とし、条例について提出の是非又は修正の必要性について更に検討を行う。

所管の委員会で検討の後、条例案提出の議決を行ったときは、委員長から検討経緯や条例案の概要について議会運営委員会に報告するとともに、議長に議案を提出する。（委員会付託なし）

- ※ なお、上記いずれの方法においても、所管の委員会がどこであるか疑義が生じたとき、またその他調整の必要が生じたときは、議会運営委員会において調整する。

(留意事項) 審議を円滑に行うためには、調査研究段階から執行部関係課職員及び法令担当課職員の出席を求めながら、条文の整備、予算措置等執行上の問題点などについて、提案する議員として認識しておくことも必要と考えられる。(H23. 6. 10 修正)

第3節 議事日程

(議事日程の作成及び配付)

- 1 議事日程は、会議当日の開議前に議席に配付する。
- 2 議事日程の順序は、原則として次のとおりとする。ただし、提案理由の説明は、一括して整理番号順に行う。
 - (1) 専決処分の報告・・・諸般の報告に含め、説明は省略
 - (2) 専決処分の承認
 - (3) 決算
 - (4) 条例・その他の議案
 - (5) 予算
 - (6) 請願・陳情、意見書
- 3 議員提出の意見書(案)は、議事日程にあらかじめ掲載し、委員会に付託された請願に付随する意見書(案)については、表決で採択となった場合のみ追加提案として日程に追加する。(H25. 8. 26 修正)
- 4 会期中の会議予定のうち、個人一般質問予備日の取扱いは、質問通告書締め切り時に人数等を勘案し、質問日とするか休会とするかの判断は、議会運営委員会正副委員長に委ねることとする。(H21. 11. 20 追加)

第4節 選挙

(議場の出入口閉鎖)

- 1 議場の閉鎖の際は、事務局職員が議場の各出入り口を施錠する。議場の閉鎖後は何人も出入りできない。

(投票)

- 1 議長又は副議長の選挙を行う必要が生じたときは、「所信表明会」実施要領により、正副議長選挙前に、就任に意欲のある議員による「所信表明会」を実施する。
- 2 身体上の支障により所定の場所で投票を行うことが困難な者は、事前に議長の許可を得て、他の議員の投票が終了した後、自席で投票することができる。
- 3 議長は、議長席において最後に投票する。
- 4 広域行政組合議会等の議員の選挙は、指名推選により行う。
- 5 選挙管理委員及び同補充員の選挙は、指名推選により行う。

(開票及び投票の効力)

- 1 選挙の開票立会人は、正副議長、議会運営委員会正副委員長、会議録署名議員を除き、選挙ごとに議席順に2人を議長が指名する。
- 2 当選の告知は文書で行う。ただし、当選人が在席する場合は、選挙結果の報告後、直ちに口頭で行う。
- 3 議長及び副議長の当選の承諾は、本会議中登壇して行うあいさつをもって、当選の承諾とする。

第5節 議事

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

- 1 市長提出議案は、開会1週間前の議会運営委員会終了後に事務局が各会派選出の委員に配付する。
- 2 議会運営委員会の欠席者又は会派から送付依頼があった場合には総務課が議案を郵送する。(H23.6.10 修正)(H25.4.11 修正)
- 3 事前配付の議案・資料に誤りがあった場合は、軽微なものについては開会当日正誤表を議席に配布する。なお、提案説明を行った後に誤りを訂正する場合には、議長の許可を得て、正誤表を議席に配付し、かつ本会議で執行部が訂正及び説明する。(H23.6.10 変更)
ただし、資料の訂正の場合は正誤表を議席に配布するにとどめる。(H24.4.6 変更)
- 4 市長提出議案の提案理由の説明は概要にとどめ、原則として副市長、担当部長が行う。
- 5 専決議案、人事案件(議員提出のもの及び議員のうちから選任する監査委員)及び議会運営委員会で全会一致した議員提出議案、意見書案、決議案は委員会付託を省略する。(H25.8.26 修正)
市長提案による人事案件は、市長において選出後、事前に正副議長に報告するものとする。
- 6 議長の出席要求に対しては、執行機関は、出席説明員の職・氏名を文書で報告する。出席説明員の欠席、変更については、あらかじめその旨を議長に文書で報告する。
- 7 議長が出席要求を行う執行機関は、通常は、市長、監査委員、教育長のみとし、選挙管理委員会委員長、農業委員会会長、公平委員会委員長、固定資産評価審査委員会委員長の出席を求める必要がある場合は、求めようとする議員が、答弁を求めようとする日の2日前までに、議長に発言通告書を提出するものとする。
ただし、選挙管理委員会、農業委員会、公平委員会に係る議案が提出されている場合は、予め出席要請を行い、委任手続きをしておくことで事務局長等が出席して答弁できるよう対応する。
- 8 定例会開会日及び表決日で質疑等の予定がない会議の場合には、議場の常時出席対象者を除き、説明員の執行部控室待機を要しないこととする。
質問(個人一般・会派代表等)、議案質疑を予定する会議においては、議場への常時出席対象者及び答弁を求められる可能性のある説明員を除き、執行部控室待機を要しないこととする。
- 9 医療専門監及び診療所長の説明員出席については、委員会を含め関係事案等がある場合を除き、通常は欠席することを了承する。
- 10 新年度予算、補正予算、決算の議案審査は、予算決算委員会(常任委員会)に付託する。(H25.11.19 修正)
- 11 議員発議、委員会発議の議案の説明は、登壇して行うこととする。

(委員長の報告)

- 1 委員長報告は、登壇して一括報告を行うこととする。

第7節 発言

(質疑)

- 1 質疑の回数は1議題につき3回までとする。ただし、議長が必要と認めた場合はこの限りでない。
- 2 議案に対する質疑は会議規則で事前通告制となっているが、当面挙手により議長が許可することとする。事前通告制を行う場合は、事前に議会運営委員会で協議する。
- 3 委員会付託を予定されている所管委員会の委員は、市長等に基本的な考えを質す場合を除き、質疑は委員会で行う。

(討論)

- 1 全ての議案等に関して、討論の通告期限を下記のとおり定める。
 - ① 議案に対する反対または賛成討論の通告期限は、表決予定日の2日前（市の休日を除く）の午後5時までとする。
 - ② 上記①の討論通告に対抗する賛成または反対の討論通告期限は、その翌日の午後1時までとする。
- (2) 委員会付託議案の審査結果については、担当書記が審査終了後速やかに議長に提出する委員会審査結果報告書を作成し、討論の参考のため議員が確認できるよう事務局に配置する。閉会中にある場合は、開会1週間前の議会運営委員会等を通じ、事務局から議員に報告する。
- (3) 討論の通告が提出された場合は、速やかに担当書記が全議員に連絡する。
(H29. 12. 19 変更)
- 2 討論は、反対討論を最初に行い、以後賛成、反対討論を交互にするよう議長が調整する。
- 3 発言は、登壇して行い、発言の冒頭に件名・賛否の別を明らかにする。

(個人一般質問・会派代表質問)

- 1 個人一般質問は、対面式・一問一答方式とする。
- 2 会派代表質問は「会派代表による一般質問実施要領」により、施政方針表明の後、個人一般質問を行う前に実施する。
- 3 質問の通告締切りは、会期初日の4日前(市の休日は含まない)の午前11時までとする。締切りを変更する場合は、議会運営委員会で決定する。
なお、締め切り後、議長団及び議運正副委員長で通告内容をチェックした後、午後2時に執行部へ通知する。
- 4 質問の通告書は、質問の標題(大・中項目)だけでなく要旨(小項目)を具体的に記載し、同時に提出することとする。
- 5 個人一般質問は、大所高所からの政策を建設的立場の論議となるよう、次の4点については質問を差し控えることを前提に、所管の委員会に関する質問の制限は行

わないこととする。

- ① 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの。
 - ② 議案審議の段階でただせるもの。
 - ③ 制度の内容説明を求めるもの。
 - ④ 特定の地区の道路改修などを要望するもの。
- 6 通告書は締切日の1日前（午前11時）までFAX・メール提出を受付可能とし、それ以降は持参する（緊急やむを得ないと議長が認める場合のみ代理者可）。
- ① 提出から通告締切時間までは、携帯電話等で常に事務局と連絡がとれるようにしておくこととする。
 - ② FAX及びメールによる提出は、送信の直前に、事務局へ電話連絡し、事務局から受信完了の連絡があるまではその場で待機することとする。
 - ③ 字句の誤り、内容訂正等の処理は、「FAX、メールで提出の場合は本人が訂正等を行い再送信し、訂正等の部分を事務局に確認すること。」「代理者による提出の場合は、事務局に処理を依頼する。」（H30.2.14 修正）
- 7 個人一般質問の発言順序は「くじ」により決める。くじを引く順番は、通告書の提出順（代理提出、FAX及びメール送信を含む）による。
- 8 質問の回数は、一問一答方式を導入したことにより制限しない。
- 9 個人一般質問の質問時間は答弁時間を含まない持ち時間制を導入し、一人1回につき30分とする。「要望、お願いする」だけの発言はやめる。
- 10 質問者は、残時間表示計で残りの制限時間を確認する。
- 11 本会議の質問、質疑における資料の配付及び提示は原則として許可しない。（資料とは、パンフレット・新聞・地図・写真・固形物等の類をいう）
ただし、どうしても希望する場合は現物を持参の上、議長に届け出ることとする。届出の期限は、議会開会1週間前の議会運営委員会前日までとする。届出を受けた議長は、必要により議会運営委員会の意見を聞いて許否を判断するものとする。
- 12 個人一般質問通告後、なおかつ発言順序が定められた後に本人の病気及び弔辞（二親等の親族）で質問ができなくなった場合、個人一般質問最終日の一番最後に発言ができるものとする。（H23.6.10 追加）
- 13 個人一般質問でパネルを使用しようとする者がその旨議長に届け出る期限は、個人一般質問初日の3日前（休日を除く）の12時までとする。（H27.12.14 追加）
- 14 個人一般質問の質問時間は答弁時間を含め原則1時間で終了する。議長は1時間経過した時点で時間を宣告することとし、1時間15分超過した時点で質問時間を終了する。（H28.11.25 修正）

（緊急質問等）

- 1 緊急質問をしようとする者は、発言通告書を議長に提出する。その許否及び日程については、議会運営委員会で協議する。

第8節 表決

(起立及び挙手等による表決)

- 1 原案に反対のない案件は、簡易表決を行う。
- 2 原案可決の委員長報告の場合は、「委員長の報告のとおり決すること」について採決する。
- 3 原案否決の委員長報告の場合は、「原案」について採決する。
- 4 原案に反対のある案件は、表決については、起立または挙手によるものとする。
- 5 記名投票による表決の場合は、「原案」について採決する。

第9節 会議録

(配布と公開)

- 1 会議録は、録音データの反訳を業者に委託し、字句の校正を事務局において行い、作成したものは、原則として次の定例会終了までにホームページを通じインターネット上で公開する。

会議録は、インターネットによる閲覧及び検索による必要な部分のプリントアウトが可能なことから、議員へはCDROMによる配付とする。ただし、原本及び市長送付用、事務局備え付け閲覧用はそれぞれ1冊プリントアウトする。

(掲載しない事項)

- 1 不適切発言及び発言の訂正等により会議録の調整が必要と認めるときは、議会運営委員会でその処理を決定する。

(署名議員)

- 1 会議録署名議員は、会期ごとに、議席順に1番から2人ずつ、在席する議員について会議の冒頭に指名する。ただし、副議長は指名しない。会期中に署名議員が欠席した場合は、追加指名する。
- 2 会議録は、原則として次の定例会終了までに、原本に議長が署名した後、会議録の所定の部分に会議録署名議員が署名しなければならない。

(保存)

- 1 ICレコーダーによる録音データは、会議録が調製されるまでの間保存する。

第2章 請願及び陳情

(請願)

- 1 紹介議員は1人以上とし、人数制限は設けない。
- 2 正・副議長及び付託先となる委員会の正・副委員長は、請願の紹介議員にならないこととする。
- 3 議会開会日の2日前(市の休日は含まない)の午後5時までに提出することとする。
- 4 請願書を受理した場合は、その写しを開会日に議席に配布する。
- 5 請願文書表には、受理年月日、受理番号、件名、請願者、紹介議員、請願要旨を

掲載する。

- 6 請願に付随する意見書の提案の時期は、意見書提出を求める議案が本会議で採択された後、追加提案とする。
 - 7 議会において採択と決定した請願についてはその処理につき、一部採択又は不採択と決定した請願についてはその理由を付けて、請願者にこれを文書で通知する。
 - 8 議長は、採択又は一部採択と決定した請願で関係機関へ通知が必要と認めるものは、その旨通知する。
 - 9 議案に関連する請願については、その議案が可決又は否決されたときは、議決不要とし「みなし採択(不採択)」とすることができる。(H23.6.10 追加)
 - 10 同一会期中において、すでに議決した請願の内容と同一内容の請願については、議決不要とし「みなし採択(不採択)」として扱うことができる。(H23.6.10 追加)
 - 11 議員は、請願者になることを自粛するものとする。(H29.8.25 追加)
- (陳情)
- 1 陳情書の提出は、議会開会日の2日前(市の休日は含まない)の午後5時までに受理したものを、当該議会で取り扱うこととする。
 - 2 締切り後に提出された陳情書は次期の議会(定例会)において処理する。
 - 3 陳情書は、議長において受理するが、必要に応じて担当常任委員長又は副委員長が同席する場合もある。
 - 4 陳情書は、原則として本会議に諮らず議長が全員協議会で関係委員会に審査を付託する。
 - 5 請願に類するものとして請願と同様に処理する陳情は、次の3点をすべて充足したものとする。
 - (1) 直接議長に提出され、受理したもの
 - (2) 紹介議員が署名したもの
 - (3) 市内の居住者及び団体等から提出されたもので、市が処理権限を有する内容のもの
 - 6 意見書提出を求める陳情は受理しないこととし、請願による提出を依頼する。郵送等で意見書提出を求める陳情を提出の場合は、受付のみとし、議長預かりとする。
 - 7 郵送による陳情書、要望書等は、関係委員会にその写しを配付するのみとする。(ただし、上記6のとおり意見書提出を求める陳情は議長預かりとする)
 - 8 陳情書の審査又は処理が終了したものは、その議会最終日の全員協議会において審査又は処理の結果を報告する。
 - 9 議長は、委員会等の審査が終了した場合は、その結果を陳情者等へ通知するものとし、採択又は一部採択と決定した陳情は、関係執行機関へその旨通知する。
 - 10 議員は、陳情者になることを自粛するものとする。陳情者が議員である陳情書の提出があった場合は、受付のみとし議長預かりとする。(H29.8.25 追加)

「委員会条例関係」

第1章 総則
(常任委員会)

- 1 議長は、総務文教委員会に所属することとし、副議長は、その他の常任委員会に所属することとする。(H21. 11. 4 常任委員会の定数の改正に伴い議長の所属委員会を固定した)
- 2 議長は、公正な議会運営の立場から、常任委員会に選任された後、辞任することを可とする。
- 3 常任委員会は、委員外議員が出席できるように、原則1日1委員会とし、全員協議会室で開催する。
- 4 委員長報告に対する質疑はできるが、関係委員会以外とする。
- 5 委員長報告は、正副委員長で作成する。
- 6 閉会中の継続審査案件で審査が終了した場合の委員長報告は、次の定例会の開会日に行う。
- 7 委員長報告は、報告当日にすべての委員会のものを本会議場の議席に配付し、多少の字句の修正は、委員長に一任する。(H24. 2. 16 変更)
- 8 本会議での委員長報告は、登壇して一括報告とする。
- 9 委員会の出席説明員は、委員長が出席要請を行うものを調整するが、原則として副市長、教育長、部長(支所長を含む。)及び課長に要請する。ただし必要が生じたときは、市長、自治区長等に要請する。(H24.4.6 追加)(H25.4.11 削除)(H30.6.11 変更)
 予算決算委員会への常時出席者として、市長(3月定例会のみ)、副市長、自治区長(必要に応じて)、財務部長、総務部長、財政課長に要請し、教育長及び他の関係部課長は、質疑等が予想される審査時に適時出席要請する。(H22. 11. 22 変更・市長3月定例関連)(H24. 4. 6 追加・経済政策統括監)(H25. 4. 11 削除経済政策統括監)(H26. 4. 1 変更・財務部長 削除・企画財政部次長)
- 10 予算決算委員会での予算審査にあたっては以下のとおりとする。
 - ①本会議初日の提案説明は予算の骨子、編成概要とする。
 - ②本会議初日の全員協議会で提案説明より詳細な予算の補足説明や新規・主要事業について、必要に応じて所管部長から事業番号をあげて説明を受ける。
 - ③通告のあった事業番号ごとに審査を行う。質疑は一問一答とする。
 ※審査の効率化を図るため説明シートの提出を受ける。
 (H25. 8. 26 項目：全部修正) (H25. 11. 19 修正)
- 11 常任委員会は付託された請願、陳情の審査を行う場合、議案に関連する請願又は陳情について、その議案が可決または否決されたときは議決不要とし「みなし採択(不採択)」とすることができる。(H23. 6. 10. 追加)
- 12 常任委員会は同一会期中において、請願又は陳情がすでに議決した請願又は陳情の内容と同一のものについては、議決不要とし「みなし採択(不採択)」として扱うことができる。(H23. 6. 10. 追加)
- 13 議会広報広聴委員会の委員は、予算決算委員会を除く各常任委員会から3人と副議長をもって構成する。(H25. 11. 19 追加)

(議会運営委員会)

- 1 議会運営委員会委員は、2人以上の会派から、所属議員数の2人ごとに1人を選

出したものをもって会議で指名する。(H25.9.17 変更)

- 2 委員会には原則として議長、副議長も出席することとする。ただし、副議長は委員外議員として出席とする。
- 3 委員会に委員が出席できないときは、その所属会派の議員が代理出席委員（委員外委員）として出席することができる。ただし、代理出席委員は、発言はできるが、討論、表決に加わることはできない。
- 4 会期及び議事日程等に関する調査のため、定期的を開催する議会運営委員会は、議会開会1週間前に開催する。また、次期定例会の会議予定等に関する協議は、前の議会の最終日の議会終了後に議会運営委員会を開催して行う。
- 5 本会議において、会期・会議予定等にかかる委員長報告は行わない。
- 6 委員を選出していない1人会派の議員の取り扱いは、委員外議員として出席を許可する。欠席の場合は、会議の結果等を副議長が連絡する。

(特別委員会)

- 1 特別委員会を設置しようとする場合は、議会運営委員会で調整する。
- 2 特別委員会の調査、研究等が長期間に渡る場合は、定例会の最終日に委員会の中間報告を行う。(ただし、必要により議長の判断で、全員協議会において中間報告を行う場合がある。) (H25.11.19 修正)

(委員長及び副委員長)

- 1 議長及び副議長は、常任委員会及び特別委員会の正副委員長に就任しないこととする。
- 2 議長及び副議長は、議会運営委員会委員に就任しないこととする。
- 3 議長は、特別委員会委員に就任しないこととする。
- 4 議会運営委員会の委員長、常任委員会の委員長は、他の委員会の委員長に就任しないこととする。

第2章 審査

(審査順序)

- 1 浜田市市政に係る重要な事項の議決等に関する条例の施行に伴う、条例第4条に定める、計画の策定等に対する意見の申出に関する順序としては、報告を受けた委員会において意見を申し出る必要が生じたときは、委員会で議決を行い議長にその旨を申し出ることとする。

委員会から申出を受けた議長は、意思決定の場として本会議又は全員協議会で協議するかについて議会運営委員会に諮り決定することとする。

議会は、意思決定を行った後、市長等への申出の処理について議長に一任することとする。

(委員の派遣)

- 1 委員会の行政視察は、委員会単位で実施する。
- 2 議長が常任委員会の委員を辞任した場合、毎年1個の常任委員会の行政視察に同行することとする。

- 3 視察事項は、委員会の所管に属する事項とし、行政機関・行政施設を訪問することを原則とする。
- 4 常任委員会（予算決算委員会を除く）の行政視察旅費は、1人につき13万円以内とする。旅費は、市旅費規程を適用する。（H26.3.14変更）
- 5 議会運営委員会及び議長が認めた特別委員会の視察は、公用車で1泊2日の範囲内で計画することとする。（H22.3.5変更）（H23.6.10変更）
- 6 視察参加者のうち、視察前又は用務終了後、別行程をとる場合は、事前にその理由等を議長に届け出て、やむを得ないものと認めた場合のみ許可する。（H23.6.10.修正）

第3章 発言

（委員外議員の発言）

- 1 委員外議員が出席して発言の申し出をするときは、委員会~~（調査会を除く）~~開催1日前（休日を除く）の17時までに委員長に申し出ることとする。（H28.8.26修正）
- 2 発言の申し出は、報告事項のみ1人1項目とし質疑は3回までとする。（H28.8.26追加）

第9章 委員会の記録

（委員会記録等）

- 1 委員会の会議録は、書記がメモ、録音により作成することとし、要点記録とする。

（委員会の記録の公開）

- 1 常任委員会、特別委員会の委員会記録は会議が終了し作成後、速やかにホームページを通じ、インターネット上で公開する。（H26.6.2追加）
- 2 予算決算委員会の委員会記録は、反訳を業者に委託し、一言一句により作成し、インターネット上に掲載する。記録は、議員の申出に応じ事務局が必要部分をプリントアウトする。（H25.11.19修正）

「政務活動費の交付に関する条例関係」

（政務活動費）

- 1 条例、条例施行規則に定めるほか、浜田市議会政務活動費の交付に関する細則に沿って運用する。
 - 2 政務活動費についての透明性と公正性を高めるため、使途や収支報告書、領収書写し、調査研究活動報告書を、市議会ホームページで全面的に公開する。
- なお、収支報告書には、交付額にかかわらず政務活動に要した経費全体を記載するよう努めることとする。（H23.6.10.修正）（H25.4.11修正・政務活動）

「その他」

第1章 傍聴・広報

- 1 傍聴人の参考に資するため、本会議及び委員会の傍聴者には、会議日程の説明及

び議案概要を受付時に配布する。

- 2 本会議の傍聴に限り、聴覚に障害のある方へ手話通訳者の派遣に努める。傍聴者からの派遣申請が概ね1週間前までに事務局に提出された場合に限る。配置場所は傍聴席とする。
- 3 議会の会議日程は、市民サービスの一環として、事前の広報及びホームページで知らせる。提出議案の状況についてもできるだけ事前にホームページに掲載する。
- 4 「市議会だより」は、年4回発行とし、質問の内容については氏名掲載を行うこととし、掲載方法については議会広報広聴委員会に一任する。(H25. 11. 19 修正)
- 5 会派代表質問、個人一般質問の様子は、録画方式により「石見ケーブルビジョン」及び「ひゃこるネットみすみ」の自主放映番組ですべて放映することとする。
 予算決算委員会の様子は、毎年新年度予算を審議する際に放映する。(H25. 11. 19 修正)
- 6 質問で不適切な発言があった場合のCATV放送の取り扱いは、議会運営委員会においてその処理を協議する。ただし、協議する時間がないと認めるときは、正副議長、正副議会運営委員長及び発言者で協議決定し、修正処理等行った場合は、その後に議会運営委員会へ報告する。
- 7 職員の認識を深めるため、庁内LANパソコンを通じて全職員にリアルタイムで全ての本会議の議会中継を配信する。本庁議会棟、支所のロビー設置のテレビにおいても同様とする。
 常任委員会(議会広報広聴委員会を除く)・特別委員会・~~調査会~~・全員協議会についても庁内LANパソコンを通じて配信する。(H22. 11. 22. 修正) (H25. 11. 19 修正) (H28. 8. 26 修正)
- 8 傍聴者等(報道機関の出席者及び一般傍聴者)への資料提供は、原則として当日配布によることとし、一般傍聴者用には若干部数を準備する。ただし、事前に資料の提供を希望する者には、前日に提供することができる。なお、新年度予算書及び予算説明資料並びに決算書及び監査委員意見書については、一般傍聴者には閲覧用として貸し出し、取得を希望する者には有料で提供する。(H23.6.10 修正) (H30.8.23 変更)
- 9 委員会の行政視察、会派、個人の視察については、その内容を広く公開するため、議長に提出される具体的な報告書をホームページに掲載する。
- 10 議案における各自の本会議・委員会での採決結果は、市議会だより、議会ホームページに掲載し公表することとする。(H25. 11. 19 追加)

第2章 議員政治倫理審査会

- 1 審査会の委員は、各会派から議会運営委員会の選出基準による選出とし、1人会派からも各1人を選出したものをもって設置する。

~~第3章 調査会~~

- ~~1 各常任委員会に調査会を置き、委員会の所管事項につき調査又は研究するため、閉会中に開くものとする。~~
- ~~2 調査会の運営は、調査会規程に定めるほか、委員会条例に準じ行うものとする。~~
- ~~3 委員又は執行部から調査会開催要請があったとき又は委員長において開催が必要~~

- ~~と認めるときに開くものとする。その場合委員長はその旨議長に報告し、議長は必要があると認めるときは関係者の出席を要請するものとする。~~
- ~~4 調査会は原則公開とし、予め市議会ホームページの会議予定に掲載することとする。~~
- ~~5 調査会は、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として浜田市議会会議規則に正規の議会活動として位置付け、出欠の届出を要する会議とする。~~
- ~~6 調査会の記録は会議が終了し、作成後速やかにホームページを通じ、インターネット上で公開する。(H26.6.2追加)~~

第~~4~~3章 会派及び各派交渉会

- 1 浜田市議会は、原則として会派制をとるものとする。
- 2 会派を結成したときは、代表者はその名称及び所属議員名等を速やかに議長に届け出るものとする。また、届け出事項に異動が生じた場合も、同様とする。
- 3 1人のみの無会派であっても、その旨を議長に届け出るものとする。
- 4 2人以上の会派は交渉団体とし、所属議員数の2人ごとに1人を選出したものをもって各派交渉会に出席するものとする。(ただし座長は、1人会派又は無会派の議員の出席を許可することができる) (H25.9.17修正)
- 5 各派交渉会の座長は、副議長とする。
- 6 1人会派又は無会派の議員への会議の結果報告は、座長が行う。

第~~5~~4章 全員協議会

- 1 全員協議会の運営は、全員協議会規程に定めるほか会議規則の例による。
- 2 議員の席は、会派の意見を聞いて議長が会派ごとに割り当てる。
- 3 全員協議会は、必要と認めるときのほか、定例会の概ね2週間前及び定例会初日と最終日に定例的に開催する。ただし、議題がないときはこの限りでない。
- 4 全員協議会の議題は、議長が定める。
- 5 全員協議会は、原則公開とする。
- 6 全員協議会は、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として浜田市議会会議規則に正規の議会活動として位置付け、出欠の届出を要する会議とする。
- 7 全員協議会の執行部出席者は、原則として部長以上の職にあるものとする。
- 8 議長は、少なくとも年1回議長会の状況報告を行う。
- 9 一部事務組合、浜田市都市計画審議会、浜田市土地開発公社の代表者は、会議の開催状況、概要等について、毎年1回文書又は口頭で状況報告を行うこととする。
- 10 全員協議会の記録は、要点記録とし事務局に保管し、会議が終了し、作成後速やかにホームページを通じ、インターネット上で公開する。(H26.6.2修正)

第~~6~~5章 追悼

- 1 現職議員の逝去に伴う弔意の表し方は、定例会の初日の冒頭に追悼の辞を行う。
- 2 追悼の辞を述べる者は、原則として同期の同僚の議員の中から選出する。
- 3 服装は特別なことはせず、リボンを着用する。

4 担当委員会は、委員会の冒頭に弔意を報告し黙祷を行う。

第~~7~~6章 その他

1 議員は、議会活動の優先、議会の厳正な監視機能の発揮や住民の市政参加を拡充する観点から、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関及び市の規則・要綱で定める附属機関に準ずる機関の委員並びに地方自治法第174条に規定する専門委員及びこれに準ずる委員など、執行機関の政策形成過程に関与すると考えられる機関の委員等には、原則として就任しないものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- ① 法令に定めのあるもの
- ② 議長等が充て職で就任する場合
- ③ 議員が、議員の立場ではなく、所属する各種団体等を代表して就任する場合で、議長に届け出て承認を得たとき

(H24.12.18 変更)

2 フェイスブック等の運用について、次に掲げる基本原則を順守しなければならない。

- ① 情報を発信する際には、プライバシー権を含む基本的人権、著作権、肖像権等に留意するとともに、誤解を招くことのないよう、正確な記述に努めること。
- ② 一度ネットワーク上に公開された情報を、完全に削除することは困難であることを念頭に置くこと。(H27.10.20 追加)

3 会期中の本会議及び委員会開催日には、控え室のみにポットを配置し、委員会室でのお茶出しは行わない。また、本会議・委員会等へのペットボトル等の飲み物、レコーダー、カメラ、タブレット・スマートフォン等の持込については別表のとおりとする。(H26.2.13 変更) (H28.6.17 変更)

4 本会議開催中の休憩の際、市長、副市長、教育長、代表監査委員の控室として応接室を開放する。

5 議員宛て議会関係文書等の配付物は、議会事務局内に設置のレターケースに配付する。ただし、議事の進行に関連し急を要するものは、議席又は直接配付する。

6 退職予定の本会議常時出席者の執行部管理職は、毎年3月定例会最終日の議場又は全員協議会において、あいさつの場を設けることとする。(課長職等は所管の常任委員会開催時にあいさつの場を設ける)

7 夏季の軽装の取り組みとして本会議・委員会及び全員協議会については、議員及び執行部職員ともノーネクタイを可とする。

本会議における上着着用の判断は、当面議長団が室温を踏まえ判断することとする。

8 議長何でもメールに対する回答は、原則議長で回答することとし、議長団でも判断できないものについては、議長の判断で所管の委員会に相談することを了解する。

本会議・委員会等への携行品について
 (浜田市議会申し合わせ事項 「その他」第7章その他関連 別表)

	ペットボトル	レコーダー	カメラ	タブレット スマートフォン
本 会 議	<p style="text-align: center;">△</p> <p>自席で飲むことは不可 <u>質問席への持込は可</u></p> <p>質問席へ持ち込む場合、ペットボトルのラベルをはがし、紙コップを使用すること。(紙コップは各自で用意し、持ち帰ること。)</p>	○	<p style="text-align: center;">×</p> <p>事務局が撮影した写真データを持ち帰ることは可。(ただし使用は本人に限り、他人に使用させてはならない。)</p>	○
委 員 会 等	<p style="text-align: center;">△</p> <p><u>委員長の許可を得た場合は可</u></p> <p>許可を得て持込む場合でも、水分補給のためであるので、水またはお茶にとどめるものとする。 (ケーブルテレビに映る3月の予算決算委員会についてはペットボトルのラベルをはがすこと。)</p>	○	<p style="text-align: center;">×</p> <p>事務局が撮影した写真データを持ち帰ることは可。(ただし使用は本人に限り、他人に使用させてはならない。)</p>	○

○浜田市議会基本条例

平成23年9月30日
条例第34号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 議会の活動原則（第3条—第17条）
- 第3章 議員の活動原則（第18条—第21条）
- 第4章 市民参加（第22条—第24条）
- 第5章 議員定数及び議員報酬（第25条）
- 第6章 補則（第26条）

附則

地方分権の時代を迎え、地域の自主性と自立性が必要とされる現在において、二元代表制の一翼を担う議会には、従来の議事機関としての役割と責務のみならず、多様化する市民の意見を的確に把握し、市政に反映させるため、自由討議や意見交換等を重視した政策形成機能の更なる充実が求められている。

私たち浜田市議会議員は、石見人としての誇りと高い識見を備え、全国の地方議会の模範となる議会改革を掲げて絶えず精進し、全ての市民が安全で安心して、幸せに暮らすことができるよう最大限の努力をしなければならない。

ここに、浜田市議会は、日本国憲法に定める地方自治の本旨にのっとり、市民に開かれた信頼される地方政府を実現するため、議会の最高規範として、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制の下、議会の果たすべき役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等議会に関する基本的な事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に応え、市民の福祉の増進及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（条例の位置付け）

第2条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、議会に関する他の条例、規則その他の規程の制定、改廃及び運用については、この条例

の趣旨に沿って行わなければならない。

第2章 議会の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、市民の負託を受けた議決機関であることを自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会及び市民参加を推進する議会を目指して活動しなければならない。

- 2 議会は、市民を代表する議決機関として、適切な判断及び責任ある活動を行わなければならない。
- 3 議会は、議員、市長及び市民の交流並びに自由な討論の場であるとの認識を持って活動しなければならない。
- 4 議会は、市民の参加意識が高まるよう分かりやすい視点、方法等で活動しなければならない。
- 5 議会は、障がいのある議員及び妊娠中の議員に対し、本人の意思を尊重し、円滑な議会活動のための配慮をしなければならない。

(議会改革の推進)

第4条 議会は、社会状況の変化に適応した議会の在り方について常に議論し、議会改革の推進に努めるものとする。

(危機管理)

第5条 議会は、大規模災害等の緊急の事態から市民の生命、身体及び財産並びに生活の平穏を守るため、総合的かつ機能的な活動が図られるよう、市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）と協力し、危機管理体制の整備に努めるものとする。

- 2 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、市長等と連携し、次に掲げるとおり対応するものとする。
 - (1) 議長は、必要に応じて議員による協議又は調整を行うための組織を設置する。
 - (2) 議会は、状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて市長等に対し、提言及び提案を行う。

(会派)

第6条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。
- 3 会派は、政策立案、政策提言、政策決定等（以下「政策立案等」という。）に際して、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

4 議会運営に当たっては、議会は、会派に属さない議員の意見が反映されるよう配慮するものとする。

(議員と市長等との関係)

第7条 議会審議における議員と市長等との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係が保たれていなければならない。

(1) 一般質問（会派代表質問を除く。）は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。

(2) 議長の要請により本会議（浜田市議会会議規則（平成17年浜田市議会規則第1号）に規定する会議をいう。以下同じ。）及び委員会（浜田市議会委員会条例（平成17年浜田市条例第306号）に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。以下これらを「本会議等」という。）に出席した市長等は、議員からの質問等又は議員若しくは委員会による条例の提案、議案の修正案等に対して疑義等があるときは、議長又は委員長の許可を得て、これに反問し、又は反論することができる。

(議会審議における論点整理)

第8条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長に対して次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合振興計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算

(予算及び決算における説明)

第9条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に対して求めるものとする。

(採択した請願及び陳情への対応)

第10条 議会は、採択した請願及び陳情が市長等において措置することが適当と認めるときは、市長等に対してその趣旨を実現するよう求めるとともに、当該請願及び陳情に関する事後の状況、対応等を議会に報告するよう求めるものとする。

(平27条例5・追加)

(自由討議による合意形成等)

第11条 議長は、議会は議員による自由な討論の場であることを認識し、市長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心とする運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議等において、議案、請願及び陳情(以下「議案等」という。)を審議し、結論を出す場合においては、議員相互間の討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。

(平27条例5・旧第10条繰下)

(政策討論会)

第12条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催するものとする。

(平27条例5・旧第11条繰下)

(委員会の活動)

第13条 委員会は、議案等の審査に当たっては、市民に対して積極的に情報を公開し、分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。

2 委員会は、行政視察を行ったときは、その目的、成果及び費用を公表するとともに、提言及び提案につなげるよう努めるものとする。

(平27条例5・旧第12条繰下)

~~(調査会の活用)~~

~~**第14条** 議会は、調査会(浜田市議会会議規則第107条第1項に規定する協議等の場をいう。)を自主的に開催し、その所管する事項に関し積極的に協議又は調整を行うものとする。~~

~~(平27条例5・旧第13条繰下・一部改正)~~

(議会広報の充実)

~~**第14**~~**14条** 議会は、議会及び市政について市民に関心を持たれるよう広報紙のほか、ケーブルテレビ等情報技術の進展を踏まえた多様な広報手段を活用し、議会広報の充実に努めるものとする。

(平27条例5・旧第14条繰下)

(議会図書室)

~~**第14**~~**15条** 議会は、議員の調査研究及び市政運営の参考に資するため、議会図書室の図書の充実に努めるものとする。

(平27条例5・旧第15条繰下)

(議会事務局の体制整備)

第1716条 議会は、議員の政策立案等を補助する組織として、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化等その体制の整備に努めるものとする。

2 議長は、議会事務局の職員の配置に関し、あらかじめ市長と協議するものとする。

(平27条例5・旧第16条繰下)

第3章 議員の活動原則

(議員の活動原則)

第1817条 議員は、議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動しなければならない。

2 議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんにより、市民の代表としてふさわしい活動をしなければならない。

3 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじて活動しなければならない。

4 議員は、政策討論会等を通じて議員相互間における自由な討議を行い、積極的な議案の提出に努めなければならない。

(平27条例5・旧第17条繰下)

(政務活動)

第1918条 議員は、積極的に政策立案等のための調査研究その他の活動に努めるものとする。この場合において、政務活動費の交付を受けたときは、これを有効に活用するものとする。

2 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費を使用した活動の状況を公表するとともに、市民に対し、公正性及び透明性の確保の観点からその用途について説明責任を果たすものとする。

3 政務活動費の交付を受けた議員は、その執行状況に疑義が生じることがないよう全ての領収書等証拠書類を明らかにするものとする。

4 議長は、政務活動費が適正に使用されているかどうかについて、議会関係者以外の者の審査を受けるものとする。

(平24条例39・一部改正、平27条例5・旧第18条繰下・一部改正)

(議員研修)

第2019条 議会は、議員の政策立案等の能力の向上を図るため、議員の研修体制の充実強化に努めるものとする。

- 2 議会は、各分野における学識経験を有する者及び市民との議員研修会を積極的に開催するものとする。
- 3 議会は、島根県立大学との意見交換会の開催等知的財産の有効活用に努めるものとする。

(平27条例5・旧第19条繰下)

(政治倫理)

第2120条 議員は、市民の信頼に値する倫理的義務が課せられていることを自覚し、浜田市議会議員政治倫理条例（平成20年浜田市条例第25号）を遵守するものとする。

(平27条例5・旧第20条繰下)

第4章 市民参加

(市民と議会との関係)

第2221条 議会は、市民に対し、積極的に情報を公開し、説明責任を果たすものとする。

- 2 議会は、本会議等その他の会議を原則として公開するものとし、あらかじめその日程、議題等を周知するとともに、障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境の整備、インターネット等による配信に努めるものとする。
- 3 議会は、議案等に対する各議員の態度を広報紙で公表する等、市民に対して議員の意思を明確にするものとする。
- 4 議会は、本会議又は委員会における公聴会制度及び参考人制度を活用することにより、市民の多様な意見及び専門的又は政策的な識見等を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。

(平24条例39・一部改正、平27条例5・旧第21条繰下)

(重要案件の意見交換会)

第2322条 議会は、市政に関する重要な案件について、議員及び市民が自由に情報及び意見の交換を行うため、議会運営委員会で協議の上、重要案件の意見交換会を開催するものとする。

- 2 議会は、市政に関する重要な案件について、市民から重要案件の意見交換会の開催を求められたときは、議会運営委員会で協議の上、これを開催することができる。

(平27条例5・旧第22条繰下)

(議会報告会)

第2423条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公開するとともに、市

民の意見を把握し、議会活動に反映させるため、議会報告会を開催するものとする。

(平27条例5・旧第23条繰下)

第5章 議員定数及び議員報酬

(議員定数及び議員報酬)

第2524条 議会は、議員定数及び議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点のほか、市政の現状及び課題、将来の予測及び展望等を考慮するものとする。

- 2 議員定数及び議員報酬の改正の議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第7項又は第112条第1項の規定により、委員会又は議員から提出するものとする。

(平27条例5・旧第24条繰下)

第6章 補則

(見直し手続)

第2625条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

- 2 議会は、前項の規定による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。
- 3 議会は、この条例を改正する場合は、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明するものとする。

(平27条例5・旧第25条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月21日条例第39号）

この条例中第18条の改正規定は公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定（地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の改正規定に限る。）の施行の日のいずれか遅い日から、第21条の改正規定は公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月20日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年9月28日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

○浜田市議会会議規則

平成17年11月17日

議会規則第1号

目次

第1章 会議

- 第1節 総則（第1条—第12条）
- 第2節 議案及び動議（第13条—第18条）
- 第3節 議事日程（第19条—第23条）
- 第4節 選挙（第24条—第32条）
- 第5節 議事（第33条—第46条）
- 第6節 秘密会（第47条・第48条）
- 第7節 発言（第49条—第61条）
- 第8節 表決（第62条—第71条）
- 第9節 公聴会（第72条—第77条）
- 第10節 参考人（第78条）
- 第11節 会議録（第79条—第83条）
- 第12節 議員派遣（第84条）

第2章 請願及び陳情（第85条—第91条）

第3章 辞職及び資格の決定（第92条—第96条）

第4章 規律（第97条—第100条）

第5章 懲罰（第101条—第106条）

第6章 協議又は調整を行うための場（第107条）

第7章 補則（第108条）

附則

第1章 会議

第1節 総則

（参集）

第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に報告しなければならない。

（欠席、遅刻又は早退の届出）

第2条 議員は、事故のため欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により届出ができない場合には、その事情がなくなった後、速やかに議長に届け出るものとする。

- 2 議員は、出産のため欠席するときは、日数を定めて、あらかじめ議長に届け出ることができる。

(平29議会規則1・一部改正)

(議席)

第3条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。

- 2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。
3 議長は、必要があるときは、議席を変更することができる。
4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

~~(会期)~~

~~第4条 会期は、毎会期の初めに議会の議決により決定する。~~

~~2 会期は、招集された日から起算する。~~

~~(会期の延長)~~

~~第5条 会期は、議会の議決により延長することができる。~~

~~(会期中の閉会)~~

~~第6条 会議に付された事件の議事をすべて終了したときは、会期中でも議会の議決により閉会することができる。~~

(議会の開閉)

~~第74条~~ 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

~~第85条~~ 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。

- 2 議長は、必要があるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。
3 会議の開始は、議長の定める方法で報ずる。

(休会)

~~第96条~~ 浜田市の休日を定める条例（平成17年浜田市条例第2号）に規定する市の休日は、休会とする。

- 2 議会は、議事の都合その他必要があるときは、議決により休会とすることができる。
3 議長は、必要があるときは、休会の日でも会議を開くことができる。
4 議長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第114条（議員の請求による開議）第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、休会の日でも会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

第10条 会議の開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

(定足数に関する措置)

第11条 議長は、開議時刻後相当の時間を経ても、なお、出席議員が定足数に達しないときは、延会を宣言することができる。

2 議長は、会議中定足数を欠くおそれがあるときは、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 議長は、会議中定足数を欠いたときは、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第12条 法第113条(定足数)の規定による出席催告の方法は、議事堂にいる議員又は議員の住所に、文書又は口頭により行う。

第2節 議案及び動議

(議案の提出)

第13条 議員が議案を提出するときは、案を備え、理由を付け、法第112条(議員の議案提出権)第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者(発議者を含む。)とともに連署し、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(平18議会規則1・平25議会規則1・一部改正)

(一事不再議)

第14条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第15条 動議は、法又はこの規則に特別の規定がある場合を除くほか、2人以上の賛成者(発議者を含む。)がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第16条 修正の動議は、案を備え、理由を付け、法第115条の3(修正の動議)の規定によるものについては同条に定める所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者(発議者を含む。)が連署して、議長に提出しなければならない。

(平24議会規則2・平25議会規則1・一部改正)

(先決動議の表決の順序)

第17条 議長は、他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、表決の順序を定める。ただし、出席議員4人以上から異議が

あるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第18条 提出者が、事件を撤回し、若しくは訂正し、又は動議を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となった事件の撤回若しくは訂正又は動議の撤回については、議会の承認を得なければならない。

2 委員会が提出した議案につき前項ただし書の承認を得ようとするときは、当該委員会の承認を得て委員長が請求しなければならない。

(平18議会規則1・一部改正)

第3節 議事日程

(議事日程の作成及び配付)

第19条 議長は、開議の日時、会議に付する事件、その順序等を記載した議事日程を定め、事前に議員に配付する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

(議事日程の順序変更及び追加)

第20条 議長は、必要があるとき、又は議員から動議が提出されたときは、討論をしないで会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第21条 議長は、必要があるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第22条 議長は、議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、更にその議事日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第23条 議長は、議事日程に記載した事件の議事が終了したときは、散会を宣告する。

2 議長は、議事日程に記載した事件の議事が終了しない場合でも、必要があるとき、又は議員から動議が提出されたときは、討論をしないで会議に諮って延会することができる。

第4節 選挙

(選挙の宣告)

第24条 議長は、議会において選挙を行うときは、その旨を宣告する。

(不在議員)

第25条 選挙の宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第26条 議長は、投票による選挙を行うときは、第24条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、議場の出入口を閉じ、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配付及び投票箱の点検)

第27条 議長は、投票を行うときは、職員に所定の投票用紙を配付させた後、配付漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員に投票箱を点検させなければならない。

(投票)

第28条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票用紙を投票箱に投入する。

(投票の終了の宣告)

第29条 議長は、投票が終了したときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。

(開票及び投票の効力)

第30条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第31条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人にその旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第32条 議長は、その当選人の任期の間、選挙に関する書類を保存しなければならない。

第5節 議事

(議題の宣告)

第33条 議長は、会議に付する事件を議題とするときは、その旨を宣告する。

(一括議題)

第34条 議長は、必要があるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員4人以上から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第35条 会議に付する事件は、第88条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会又は議会運営委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要であると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会への付託は、討論をしないで会議に諮って省略することができる。

(平18議会規則1・平24議会規則2・一部改正)

(付託事件を議題とする時期)

第36条 委員会に付託した事件は、浜田市議会委員会条例(平成17年浜田市条例第306号。以下「委員会条例」という。)第39条(委員会の報告書)の規定による報告書の提出をもって議題とする。

(委員長の報告)

第37条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果の報告をする。

2 前項の報告は、討論をしないで会議に諮って省略することができる。

3 委員長の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(修正案の説明)

第38条 議長は、修正案が提出された場合、委員長の報告が終わったとき、又は委員会への付託を省略したときは、修正案の提出者に修正案の説明をさせる。

(委員長の報告等に対する質疑)

第39条 議員は、委員長に対し、質疑をすることができる。

2 議員は、修正案の提出者及び説明のための出席者に対し、質疑をすることができる。

(討論及び表決)

第40条 議長は、前条の質疑が終了したときは、討論に付し、その終了の後、表決を行う。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第41条 議会は、議決の後、条項、字句、数字その他の整理が必要なときは、議長に委任することができる。

(委員会の審査又は調査期限)

第42条 議会は、必要があるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第36条（付託事件を議題とする時期）の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第43条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、必要があるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、必要があるときは、中間報告をすることができる。

(再付託)

第44条 議会は、委員会が報告した事件について、なお審査又は調査の必要があるときは、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

(議事の継続)

第45条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

(除斥議員の傍聴禁止)

第46条 除斥されている議員は、議会を傍聴することができない。

第6節 秘密会

(秘密会の開会及び指定者以外の退場)

第47条 議長は、秘密会を開く議決があったときは、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密会の記録)

第48条 秘密会の議事の記録中、特に秘密を要すると議決した部分は、公表しない。

2 前項の公表しない部分については、秘密性の継続する限り他に漏らしてはならない。

第7節 発言

(発言の許可)

第49条 発言は、すべて議長の許可を得たあとにしなければならない。

(発言の通告及び順序)

第50条 会議において発言する議員は、議長の定めた期間内に、議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。

2 発言通告書には、質問、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。

3 発言の順序は、議長が決める。

4 発言の通告をした議員が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場にいないときは、その通告は効力を失う。

(発言の通告をしない議員の発言)

第51条 発言の通告をしない議員は、通告した議員がすべて発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

(討論の方法)

第52条 議長は、討論を行うときは、最初に反対者を発言させ、次に賛成者を発言させ、反対者と賛成者をなるべく交互に指名しなければならない。

(議長の発言及び討論)

第53条 議長は、議員として発言するときは、議席に着き発言し、発言が終了した後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終了するまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第54条 発言は、すべて簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反するときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(発言の時間及び回数制限)

第55条 議長は、必要があるときは、質問及び討論の時間を制限し、又は質疑の回数を制限することができる。

2 議長は前項の制限について、出席議員4人以上から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

(議事進行に関する発言)

第56条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

(質問、質疑又は討論の終了)

第57条 議長は、質問、質疑又は討論が終わったときは、その終了を宣告する。

2 議員は、質問、質疑又は討論が続出して容易に終了しないときは、質問、質疑又は討論の終了の動議を提出することができる。

3 議長は、質問、質疑又は討論の終了の動議については、討論をしないで会議に諮って決定する。

(選挙及び表決時の発言制限)

第58条 選挙及び表決の宣告後、議員は、発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第59条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

(緊急質問等)

第60条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないときは、第50条(発言の通告及び順序)の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2 議長は、前項の同意について、討論をしないで会議に諮って決定する。

(発言の取消し又は訂正)

第61条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言を訂正することができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

第8節 表決

(表決の問題の宣告)

第62条 議長は、表決をとるときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在議員)

第63条 表決の宣告のとき、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件及び訂正の禁止)

第64条 議員は、自己の表決に条件を付け、又は訂正を求めることができない。

(起立、挙手等による表決)

第65条 議長は、表決をとるときは、問題を可とする議員を起立、挙手等をさせ、起立、挙手等の議員の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長は、起立、挙手等の議員の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員4人以上から異議があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第66条 議長は、必要があるとき、又は出席議員4人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 議長は、前項の記名投票及び無記名投票の要求が同時にあるときは、いずれの方法によるかを無記名投票で決定する。

(記名投票)

第67条 記名投票を行う場合には、氏名とともに問題を可とする議員は賛成と、問題を否とする議員は反対と、所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(無記名投票)

第68条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする議員は賛成と、問題を否とする議員は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第69条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第26条(議場の出入口閉鎖)、第27条(投票用紙の配付及び投票箱の点検)、第28条(投票)、第29条(投票の終了の宣告)、第30条(開票及び投票の効力)、第31条(選挙結果の報告)第1項及び第32条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(簡易表決)

第70条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。

2 議長は、異議がないときは、可決を宣告する。ただし、議長は、その宣告に対して、出席議員4人以上から異議があるときは、起立、挙手等の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第71条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 議長は、同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、

表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に行う。ただし、議長は、表決の順序について出席議員4人以上から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第9節 公聴会

(平24議会規則2・追加)

(公聴会開催の手続)

第72条 議長は、会議において公聴会を開く議決があったときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(平24議会規則2・追加)

(意見を述べようとする者の申出)

第73条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書でその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(平24議会規則2・追加)

(公述人の決定)

第74条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(平24議会規則2・追加)

(公述人の発言)

第75条 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その案件の範囲を超えてはならない。

3 議長は、公述人の発言がその案件の範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、発言を制止し、又は退席させることができる。

(平24議会規則2・追加)

(議員と公述人の質疑)

第76条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(平24議会規則2・追加)

(代理人又は文書による意見の陳述)

第77条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示するこ

とができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(平24議会規則2・追加)

第10節 参考人

(平24議会規則2・追加)

(参考人)

第78条 議長は、会議において参考人の出席を求める議決があったときは、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前3条の規定を準用する。

(平24議会規則2・追加)

第11節 会議録

(平24議会規則2・旧第9節線下)

(会議録の記載事項)

第79条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びに年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席の議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職名及び氏名
- (5) 説明のため出席した者の職名及び氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 委員会報告書
- (10) 会議に付した事件
- (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (12) 選挙の経過
- (13) 議事の経過
- (14) 記名投票における賛否の氏名
- (15) その他議長又は議会において必要とする事項

2 議事は、録音の方法により記録する。

(平18議会規則1・一部改正、平24議会規則2・旧第72条線下)

(会議録の配布と公開)

第80条 会議録は、議員及び関係者に配布（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。）するほか、

広く一般に公開する。

(平18議会規則1・一部改正、平24議会規則2・旧第73条線下)

(会議録に掲載しない事項)

第81条 前条の会議録には、第48条(秘密会の記録)第1項に定める秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第61条(発言の取消し又は訂正)の規定により取り消し、又は訂正した発言は、掲載しない。

(平24議会規則2・旧第74条線下)

(会議録署名議員)

第82条 会議録に署名する議員(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)は、2人以上とし、議長が会議において指名する。

(平18議会規則1・一部改正、平24議会規則2・旧第75条線下)

(会議録の保存年限)

第83条 会議録の保存年限は、永年とする。

(平24議会規則2・旧第76条線下)

第12節 議員派遣

(平24議会規則2・旧第10節線下)

(議員の派遣)

第84条 議会は、法第100条(調査権・協議等の場の設置・刊行物の送付・図書室の設置等)第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、会議に諮って決定する。ただし、緊急を要するとき、又は閉会中にあっては、議長が決定する。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

(平20議会規則1・一部改正、平24議会規則2・旧第77条線下)

第2章 請願及び陳情

(請願書の記載事項)

第85条 請願書には、邦文(点字を含む。)を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書に署名又は記名押印をしなければならない。

3 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

(平24議会規則2・旧第78条線下)

(請願文書表の作成及び配付)

第86条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配付する。

- 2 請願文書表には、請願書の受理番号、受理年月日、請願者の住所及び氏名、請願の要旨並びに紹介議員の氏名を記載する。
- 3 請願者数人連署のものは、代表者ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは、ほか何件と記載する。

(平24議会規則2・旧第79条繰下)

(請願書の撤回)

第87条 請願者は、請願書を撤回するときは、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となったものについては、議会の承認を得なければならない。

(平24議会規則2・旧第80条繰下)

(請願の委員会付託)

第88条 議長は、請願文書表を配付し、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会又は議会運営委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

- 2 委員会への付託は、討論をしないで会議に諮って省略することができる。
- 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

(平24議会規則2・旧第81条繰下)

(紹介議員の取消し)

第89条 議会に提出した請願について、これを紹介した議員がその紹介の取消しをするときは、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となった請願に対する紹介の取消しについては、議会の承認を得なければならない。

(平24議会規則2・旧第82条繰下)

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第90条 議長は、議会が採択又は一部採択と決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することと決定したものについては、これを送付しなければならない。

- 2 議長は、議会がその処理の経過及び結果の報告を請求することと決定したものについては、これを請求しなければならない。

(平24議会規則2・旧第83条繰下)

(陳情書の処理)

第91条 議長が必要と認める陳情書又はこれに類するもので、その内容が請

願に適合するものは、請願書と同様に処理する。

(平24議会規則2・旧第84条繰下)

第3章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第92条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論をしないで会議に諮ってその許否を決定する。

3 議長は、閉会中に副議長の辞職を許可したときは、次の議会に報告しなければならない。

(平24議会規則2・旧第85条繰下)

(議員の辞職)

第93条 議員は、辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について準用する。

(平24議会規則2・旧第86条繰下)

(資格決定の要求)

第94条 法第127条(失職及び資格決定)第1項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第92条の2(議員の兼業禁止)の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、その理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。

(平24議会規則2・旧第87条繰下)

(資格決定の審査)

第95条 議会は、前条の要求について、第35条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3項の規定にかかわらず、委員会への付託を省略して決定することができない。

(平18議会規則1・一部改正、平24議会規則2・旧第88条繰下)

(決定書の交付)

第96条 議長は、議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2(議員の兼業禁止)の規定に該当するかどうかについての法第127条(失職及び資格決定)第1項の規定による決定をしたときは、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

(平24議会規則2・旧第89条繰下)

第4章 規律

(携帯品)

第97条 議場に入る者は、会議の妨げになるものを携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(平24議会規則2・旧第90条線下)

(議事妨害の禁止)

第98条 何人も、会議中は、不必要に発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(平24議会規則2・旧第91条線下)

(資料等印刷物の配付の許可)

第99条 議場において、資料、文書等の印刷物を配付するときは、議長の許可を得なければならない。

(平24議会規則2・旧第92条線下)

(議長の秩序保持権)

第100条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

(平24議会規則2・旧第93条線下)

第5章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第101条 懲罰の動議は、文書により法第135条(懲罰の種類及び除名の手続)第2項に定める数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第48条(秘密会の記録)第2項又は委員会条例第62条(秘密会の記録)第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(平24議会規則2・旧第94条線下)

(懲罰動議の審査)

第102条 議会は、懲罰について、第35条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3項の規定にかかわらず、委員会への付託を省略して議決することはできない。

(平18議会規則1・一部改正、平24議会規則2・旧第95条線下)

(代理弁明)

第103条 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議で一身上の弁明をする場合において、議会の同意を得たときは、他の議員に代わって弁明させることができる。

(平24議会規則2・旧第96条繰下)

(戒告又は陳謝の方法)

第104条 戒告又は陳謝は、議会の定めた戒告文又は陳謝文によって行う。

(平24議会規則2・旧第97条繰下)

(出席停止の期間)

第105条 出席停止の期間は、5日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された議員について、その停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(平24議会規則2・旧第98条繰下)

(懲罰の宣告)

第106条 議長は、議会が懲罰の議決をしたときは、公開の議場において宣告する。

(平24議会規則2・旧第99条繰下)

第6章 協議又は調整を行うための場

(平20議会規則1・追加)

(協議又は調整を行うための場)

第107条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

- 2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。
- 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

(平20議会規則1・追加、平24議会規則2・旧第100条繰下)

第7章 補則

(平20議会規則1・旧第6章繰下)

(会議規則の疑義に対する措置)

第108条 この会議規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮って決定する。

(平20議会規則1・旧第100条繰下、平24議会規則2・旧第101条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(議席の特例)

- 2 合併後最初の会議における第3条（議席）第1項の規定の適用については、同項中「一般選挙」とあるのは「市町村合併」とする。

附 則（平成18年12月28日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年9月26日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年11月4日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年6月4日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月21日議会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年11月1日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年11月6日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第~~107~~104条関係）

（平20議会規則1・追加、平21議会規則1・平24議会規則1・平25議会規則1・一部改正）

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	市の行政分野全般に係る事項に関し協議又は調整を行うこと。	全議員	議長
総務文教調査会	総務文教委員会が所管する事項に関し協議又は調整を行うこと。	総務文教委員会委員	総務文教委員会委員長
福祉環境調査会	福祉環境委員会が所管する事項に関し協議又は調整を行うこと。	福祉環境委員会委員	福祉環境委員会委員長
産業建設調査会	産業建設委員会が所管する事項に関し協議又は調整を行うこと。	産業建設委員会委員	産業建設委員会委員長

予算決算調査会	予算決算委員会が所管する事項に関し協議又は調整を行うこと。	予算決算委員会委員	予算決算委員会委員長
議会広報広聴調査会	議会広報広聴委員会が所管する事項に関し協議又は調整を行うこと。	議会広報広聴委員会委員	議会広報広聴委員会委員長
政策討論会幹事会	政策討論会の討論の議題を決定すること。	会派から選出された議員(1会派につき1議員に限る。)会派に属さない議員	政策討論会幹事会会長
政策討論会	市政に関する重要な政策及び課題について議員間で討論し、議会としての共通認識の醸成及び合意形成を図ること。	全議員	議長

○浜田市議会委員会条例

平成17年11月17日
条例第306号

目次

- 第1章 総則（第1条—第21条）
- 第2章 審査（第22条—第41条）
- 第3章 発言（第42条—第50条）
- 第4章 表決（第51条—第60条）
- 第5章 秘密会（第61条・第62条）
- 第6章 請願等の処理（第63条・第64条）
- 第7章 委員会の記録（第65条—第67条）
- 第8章 規律（第68条—第70条）
- 第9章 補則（第71条）

附則

第1章 総則

（常任委員会及び議会運営委員会の設置）

第1条 議会に常任委員会及び議会運営委員会を置く。

（常任委員会の名称、委員定数及びその所管並びに議会運営委員会の委員定数）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。

この場合において、第1号から第3号までの常任委員会が所管する事項には、第4号の予算決算委員会及び第5号の議会広報広聴委員会が所管する事項を含まない。

(1) 総務文教委員会 9人

市長公室、総務部、地域政策部、財務部、消防本部、会計課、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び各支所のこれらの関係課に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項

(2) 福祉環境委員会 8人

健康福祉部、市民生活部、上下水道部及び各支所のこれらの関係課に属する事項

(3) 産業建設委員会 7人

産業経済部、都市建設部、農業委員会及び各支所のこれらの関係課に属する事項

(4) 予算決算委員会 23人

予算及び決算の議案に関する事項

(5) 議会広報広聴委員会 10人

議会の広報及び広聴に関する事項

2 議員は、少なくとも前項第1号から第3号までのいずれかの常任委員になるものとする。

3 議会運営委員会の定数は、9人とする。

(平19条例1・平21条例46・平22条例3・平23条例40・平24条例7・平25条例43・平26条例4・平27条例47・平28条例35・平29条例28・一部改正)

(常任委員及び議会運営委員の任期)

第3条 常任委員及び議会運営委員の任期は、2年とする。ただし、後任委員が選任されるまで在任する。

2 任期満了による常任委員及び議会運営委員の改選は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。

3 補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)

第4条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による改選が、任期満了の前に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任委員の任期満了の日の翌日から起算する。

(特別委員会の設置等)

第5条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

(平24条例40・全改)

(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)

第6条 議会は、議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、直ちに資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会を設置しなければならない。

2 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は、議会の議決により決定する。

(委員の選任)

第7条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。

~~2 前項の規定にかかわらず、閉会中における委員の選任は、議長の指名によ~~

~~る。~~

32 議長は、常任委員及び議会運営委員については会期の始めに、特別委員については選任事由が生じたときに速やかに、これを選任する。

43 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。

54 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条（常任委員及び議会運営委員の任期）第3項の例による。

（平18条例59・平24条例40・一部改正）

（委員長及び副委員長）

第8条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

（互選の方法）

第9条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。

2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで定める。

3 前項の当選人は、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければならない。

4 第1項の投票を行う場合には、委員長の職務を行っている者も、投票することができる。

5 委員会は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、第1項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。

6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り、委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。

（選挙規定の準用）

第10条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、浜田市議会会議規則（平成17年浜田市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）第1章第4節の規定を準用する。

（委員長及び副委員長がともにならないときの互選）

第11条 委員長及び副委員長がともにならないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

（招集）

第12条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員会を招集しなければならない。

(議長への通知)

第13条 委員長は、委員会を招集するときは、事前に開会の日時、場所、付議事件等を議長に通知しなければならない。

(欠席、遅刻又は早退の届出)

第14条 委員は、事故のため欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により届出ができない場合には、その事情がなくなった後、速やかに委員長に届け出るものとする。

2 委員は、出産のため欠席するときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に届け出ることができる。

(平29条例28・一部改正)

(委員会の開閉)

第15条 委員会の開閉は、委員長が宣告する。

(委員長の議事整理権及び秩序保持権)

第16条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

2 委員長は、委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

3 委員長は、委員が前項の規定による命令に従わないときは、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

4 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(委員長の職務代行)

第17条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長及び副委員長の辞任)

第18条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(委員の辞任)

第19条 委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(平18条例59・一部改正)

(定足数)

第20条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第31条（委員長、副委員長及び委員の除斥）の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(定足数に関する措置)

第21条 委員長は、開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、散会を宣告することができる。

2 委員長は、会議中定足数を欠くおそれがあると認めるときは、委員の退席を制止し、又は委員会室外の委員に出席を求めることができる。

3 委員長は、会議中定足数を欠いた場合は、休憩又は散会を宣告する。

第2章 審査

(議題の宣告)

第22条 委員長は、会議に付する事件を議題とするときは、その旨を宣告する。

(一括議題)

第23条 委員長は、必要があるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

(審査順序)

第24条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行う。

(出席説明の要求)

第25条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、監査委員、農業委員会の会長及び固定資産評価審査委員会の委員長並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めるときは、議長を経てしなければならない。

(平27条例6・一部改正)

(先決動議の表決順序)

第26条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決定する。ただし、出席委員から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

(動議の撤回)

第27条 提出委員が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を得なければならない。

(委員の議案修正)

第28条 委員が修正案を発議しようとするときは、事前にその案を委員長に提出しなければならない。

(分科会又は小委員会)

第29条 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

(連合審査会)

第30条 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、他の委員会と協議して、連合審査会を開くことができる。

(委員長、副委員長及び委員の除斥)

第31条 委員長、副委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参加することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(除斥委員の傍聴禁止)

第32条 除斥されている委員は、委員会を傍聴することができない。

(証人出頭又は記録提出の要求)

第33条 委員会は、法第100条（調査権・刊行物の送付・図書室の設置等）の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(所管事務等の調査)

第34条 常任委員会又は議会運営委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、事前にその事項、目的、方法、期間等を議長に通知しなければならない。

(委員の派遣)

第35条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、事前に日時、場所、目的、経費等を記載した委員派遣要求書を議長に提出し、許可を得なければならない。

(議事の継続)

第36条 会議が中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題になったときは、前の議事を継続する。

(委員会の再審査)

第37条 委員会は、次の各号に該当した場合に再審査をすることができる。

- (1) 重大な事情の変更
- (2) 重大な資料の秘匿
- (3) 重大な説明の瑕疵
- (4) その他委員会の判断に影響を与えると認められる状況の変化
(議決事件の字句、数字等の整理)

第38条 委員会は、議決の後、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、委員長に委任することができる。

(委員会の報告書)

第39条 委員会は、事件の審査又は調査を終わったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

~~(閉会中の継続審査)~~

~~**第40条** 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。~~

(委員会の公開)

~~**第41**~~**40条** 委員会の会議は、公開する。

- 2 委員会は、議員のほか委員長の許可を得た者が傍聴することができる。
- 3 委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第3章 発言

(発言の許可)

~~**第42**~~**41条** 発言は、すべて委員長の許可を得た後にしなければならない。

(委員の発言)

~~**第43**~~**42条** 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決定したときは、この限りでない。

(発言内容の制限)

~~**第44**~~**43条** 発言は、すべて簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲をこえてはならない。

- 2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお、従わない場合は発言を禁止することができる。

(委員外議員の発言)

~~**第45**~~**44条** 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くこ

とができる。

- 2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決定する。

(委員長の発言)

第4645条 委員長は、委員として委員長席で発言することができる。ただし、委員長が討論しようとするときは、委員席に着き、その議題が終わるまで、委員長席に復することができない。

(発言時間の制限)

第4746条 委員長は、必要があるときは、事前に発言時間を制限することができる。

- 2 委員長は、定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

(質疑又は討論の終了)

第4847条 委員長は、質疑又は討論が終わったときは、その終了を宣告する。

- 2 委員は、質疑又は討論が続出して容易に終了しないときは、質疑又は討論終了の動議を提出することができる。

- 3 委員長は、質疑又は討論の終了の動議について、討論をしないで会議に諮って決定する。

(選挙及び表決時の発言制限)

第4948条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(発言の取消し又は訂正)

第5049条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言を訂正することができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の主旨を変更することはできない。

第4章 表決

(表決の問題の宣告)

第5150条 委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在委員)

第5251条 表決の宣告のとき、委員会室にいない委員は、表決に加わることができない。

(表決)

第5352条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、

委員長の決するところによる。

- 2 前項の場合においては、委員長は、委員として表決に加わることができない。

(起立、挙手等による表決)

第5453条 委員長は、表決をとろうとするときは、問題を可とする委員を起立、挙手等をさせ、起立、挙手等の委員の多少を認定して可否の結果を宣告する。

(簡易表決)

第5554条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。

- 2 委員長は、異議がないときは、可決を宣告する。ただし、委員長は、その宣告に対して、出席委員から異議があるときは、起立、挙手等の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第5655条 委員長は、同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に行う。ただし、委員長は、表決の順序について出席委員から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

- 2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

(投票による表決)

第5756条 委員長は、必要があるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

- 2 委員長は、前項の記名投票及び無記名投票の要求が同時にあるときは、いずれの方法によるかを無記名投票で決定する。

(記名投票)

第5857条 記名投票を行う場合には、氏名とともに問題を可とする委員は賛成と、問題を否とする委員は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

- 2 記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(無記名投票)

第5958条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする委員は賛成と、問題を否とする委員は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

- 2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らか

でない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第6059条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、会議規則第27条（投票用紙の配付及び投票箱の点検）から第30条（開票及び投票の効力）まで及び第31条（選挙結果の報告）第1項の規定を準用する。

第5章 秘密会

(秘密会の開会及び指定者以外の退場)

第6160条 委員会は、その議決により秘密会とすることができる。

2 委員長は、前項の議決があったときは、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を委員会室の外に退去させなければならない。

(秘密会の記録)

第6261条 秘密会の議事の記録中、特に秘密を要すると議決した部分は、これを公表しない。

2 前項の特に秘密を要すると議決した部分については、秘密性の継続する限り他に漏らしてはならない。

第6章 請願等の処理

(平24条例40・旧第8章繰上)

(紹介議員の委員会出席)

第6362条 委員会は、審査のため必要があるときは、紹介議員の出席及び説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

(平24条例40・旧第70条繰上)

(請願等の審査報告)

第6463条 委員会は、請願等についての審査の結果を、次の区分により、議長に報告しなければならない。

- (1) 採択とすべきもの
- (2) 一部採択とすべきもの
- (3) 不採択とすべきもの

2 委員会は、審査結果に意見を付けることができる。

3 委員会が採択又は一部採択とすべきものと決定した請願等で、市長その他の関係機関に送付することが適当なもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することが適当なものについては、その旨を付記しなければならない。

(平24条例40・旧第71条繰上)

第7章 委員会の記録

(平24条例40・旧第9章繰上)

(委員会の記録)

第6564条 委員長は、事務局職員に、次の事項を記載した委員会の記録を作成させ、署名し、又は押印しなければならない。

- (1) 開会及び閉会の年月日時
- (2) 出席及び欠席委員の氏名
- (3) 職務のため委員会に出席した事務局職員の職名及び氏名
- (4) 説明のため出席した者の職名及び氏名
- (5) 日程
- (6) 会議に付した事件
- (7) 議事の経過
- (8) 会議の概要等必要な事項を記載した記録
- (9) その他委員長又は委員会において必要とする事項

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の規定による署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。

3 前2項の委員会の記録は、議長に提出する。

(平18条例59・一部改正、平24条例40・旧第72条繰上)

(委員会の記録の公開)

第6665条 委員会の記録は、第62条（秘密会の記録）第1項に規定する特に秘密を要すると議決した部分を除き一般に公開する。

(平24条例40・旧第73条繰上)

(委員会の記録の保存年限)

第6766条 委員会の記録の保存年限は、永年とする。

(平24条例40・旧第74条繰上)

第8章 規律

(平24条例40・旧第10章繰上)

(携帯品)

第6867条 委員会室に入る者は、会議の妨げになるものを携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(平24条例40・旧第75条繰上)

(議事妨害の禁止)

第6968条 何人も、会議中は、不必要に発言し、騒ぎ、その他議事の妨害と

なる言動をしてはならない。

(平24条例40・旧第76条繰上)

(資料等印刷物の配付の許可)

第7069条 委員会室において、資料、文書等の印刷物を配付するときは、委員長の許可を得なければならない。

(平24条例40・旧第77条繰上)

第9章 補則

(平24条例40・旧第11章繰上)

(会議規則への委任)

第7170条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

(平24条例40・旧第78条繰上)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年12月28日条例第59号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年2月27日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日後、最初に選任される予算審査委員会の委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、他の常任委員会の委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則 (平成21年11月4日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月26日条例第3号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年11月2日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月23日条例第7号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月21日条例第40号)

この条例中第5条の改正規定及び第7条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に1項を加える改正規定は公布の日又は地方自治法の一部を

改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定（地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条の改正規定に限る。）の施行の日のいずれか遅い日から、その他の規定は公布の日から施行する。

附 則（平成25年11月1日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月20日条例第4号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第12条第1項の教育委員会の委員長及び同法第16条第1項の教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）については、旧教育長の教育委員会の委員としての任期中に限り、この条例による改正後の浜田市議会委員会条例第25条の規定は適用せず、この条例による改正前の浜田市議会委員会条例第25条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成27年11月9日条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月7日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年11月6日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

○浜田市市政に係る重要な事項の議決等に関する条例の施行に伴う申合せ

平成19年9月14日

申合せ

浜田市議会と浜田市長は、浜田市市政に係る重要な事項の議決等に関する条例（平成19年浜田市条例第38号）の施行に伴い、その運用方法等について、次のとおり申し合わせる。

1 議決を要しない軽微な変更（第2条第1号関係）

議決を要しない軽微な変更は、法令等の改廃等に伴う字句の修正等政策の基本的な方向についての変更を伴わないものとする。

2 委員会への報告の時期（第3条第3項関係）

常任委員会又は特別委員会（以下「委員会」という。）への報告は、委員会の意見を計画に反映することができるよう報告の時期を考慮してこれを行うものとする。

~~3 委員会への報告の特例（第3条第3項関係）~~

~~市長その他の執行機関は、計画の策定等の過程における概要等の報告の際、時間的余裕がないと認めるときは、委員長と協議の上、調査会に報告することができる。~~

43 意見の申出（第4条関係）

議会は、市長その他の執行機関に対し意見を申し出るときは、文書をもってこれを行うものとする。

54 議決事件の委員会への報告

市長は、第2条の議会の議決すべき事件については、第3条に規定する議会に報告すべき計画の取扱いに準じ、その概要を委員会に報告するよう努めるものとする。

65 他の基本的計画の委員会等への報告

市長その他の執行機関は、この条例に定めるもののほか、各行政分野に関する基本的な計画の策定等をしたときは、遅滞なく、当該計画を所管する委員会及び議会全員協議会に報告するよう努めるものとする。

○専決処分事項の指定について

平成17年11月18日

議決

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

(1) 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、次に掲げる変更契約を締結すること。

ア 設計変更による契約金額の増額又は減額が、当該契約金額の100分の5を超えず、かつ、1,000万円以下の変更契約

イ 工事の目的達成上著しい変更又は支障が生じない場合における完工期日の変更契約

(2) 一件50万円（自動車事故によるものについては、保険金等により補填される金額に50万円を加えた額）以下の法律上の義務に属する損害賠償の額を定めること。

(3) 災害又は突発的な事故により、応急に必要となる歳入歳出予算の補正をすること。

(4) 解散、欠員等の事由による選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。

(5) 会計年度末における歳入歳出等の調整に伴う歳入歳出予算の補正をすること。

(6) 会計年度末における法律等の改正に伴い必要となる条例の改正であって、法律等の施行に併せて当該条例の改正を行わなければ市民生活又は市の事務に支障が生ずるものを行うこと。

○浜田市議会の定例会の回数を定める条例施行規則

平成17年10月1日

規則第2号

浜田市議会の定例会の回数を定める条例（平成17年浜田市条例第5号）の規定による定例会は、毎年3月、6月、9月及び12月に招集する。ただし、都合により繰り上げ、又は繰り下げることができる。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

第9回 議会改革調査検討特別委員会

平成30年10月12日(金)

10時00分～ 時 分

第4委員会室

【出席者】 西田委員長 牛尾副委員長 西川委員 村武委員 柳楽委員 小川委員
野藤委員 笹田委員 布施委員 道下委員 ~~田畑委員~~ 澁谷委員

【議長団・委員外議員】 川神議長

【事務局】 小川局長 篠原書記 ~~新開書記~~ 鎌原書記

議題

- 1 通年会期制導入に伴う条例等の整備について

資料	1
----	---

資料	2
----	---

- 2 その他

○次回開催 月 日 () 時 分 第4委員会室

浜田市議会の会期等に関する条例（案）

（会期）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第102条の2第1項の規定に基づき、浜田市議会の会期は、11月1日から翌年の当該日の前日までとする。ただし、法第102条の2第3項及び第4項の場合は、この限りでない。

（定例日）

第2条 法第102条の2第6項に規定する定例日は、次のとおりとする。ただし、定例日が浜田市の休日を定める条例（平成17年浜田市条例第2号）第1条第1項の市の休日に当たるときは、その日に最も近い日を定例日とする。

- （1）12月1日
- （2）2月24日
- （3）6月15日
- （4）9月1日

2 前項の規定にかかわらず、議長は、付議する議案等の審議の都合その他の事情により必要があると認めるときは、同項の定例日以外の日を定例日とすることができる。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（浜田市議会の会期の特例）

2 第1条本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後の最初の浜田市議会の会期については、平成31年4月1日から同年10月31日までとする。

（浜田市議会定例会の回数を定める条例の廃止）

3 浜田市議会定例会の定例会の回数を定める条例（平成17年浜田市条例第5号）は、廃止する。

通年会期制導入に伴う条例等の改正等について

1 浜田市議会申し合わせ事項の修正・削除

5 ページ「別紙」【条例提案の流れの指針】④の6行目や調査会を削除

14 ページ第3章発言 委員外議員の発言 1 の(調査会を除く)を削除

15 ページ第3章調査会を全部削除

➡議会運営委員会で議決

2 浜田市議会基本条例の一部改正

第14条（調査会の活用）を削除

➡新条例の附則に規定（議会提案）

3 浜田市議会会議規則の一部改正

第4条（会期）から第6条（会期中の閉会）までを削除

第107条（協議又は調整を行うための場）別表中、総務文教調査会、福祉環境調査会、産業建設調査会、予算決算調査会、議会広報広聴調査会の項を削除

➡議会提案

4 浜田市議会委員会条例の一部改正

第7条（委員の選任）第2項を削除

第40条（閉会中の継続審査）を削除

➡議会提案

5 浜田市市政に係る重要な事項の議決等に関する条例の施行に伴う申合せの修正

3 委員会への報告の特例（第3条第3項関係）の項を削除

➡議会運営委員会で議決

6 専決処分事項の指定について

これまで地方自治法第179条の規定により専決していた4項目について、追加指定

➡議会提案

7 浜田市議会の定例会の回数を定める条例の廃止

➡新条例の附則に規定（議会提案）

8 浜田市議会の定例会の回数を定める条例施行規則の廃止

➡議会運営委員会で議決

9 浜田市議会調査会規程の廃止

➡議会運営委員会で議決

浜田市議会申し合わせ事項

21年10月改選前の申し合わせを踏襲

「申し合わせの位置付け」

この申し合わせは、会議規則、条例等に定めるもののほか、議会運営を円滑に進めるため、議会運営委員会の決定により浜田市議会の申し合わせ事項として定めるものである。

目 次

網掛け・二重線部分は特に規定がない項目

「会議規則関係」

第1章 会議

第1節 総則（議会の呼称・招集・参集・欠席、遅刻又は早退の届出・議席・会議時間）

第2節 議案及び動議（議案の提出）

第3節 議事日程（議事日程の作成及び配付）

第4節 選挙（議場の出入り口閉鎖・投票・開票及び投票の効力）

第5節 議事（議案等の説明、質疑及び委員会付託、委員長の報告）

~~第6節 秘密会~~

第7節 発言（質疑・討論・個人一般質問・会派代表質問・緊急質問等）

第8節 表決（起立及び挙手等による表決）

第9節 会議録（配布と公開・掲載しない事項・署名議員・保存等）

~~第10節 議員派遣~~

第2章 請願及び陳情（請願・陳情）

~~第3章 辞職及び資格の決定~~

~~第4章 規律~~

~~第5章 懲罰~~

~~第6章 協議又は調整を行うための場~~

~~第7章 補則~~**「委員会条例関係」**

第1章 総則（常任委員会・議会運営委員会・特別委員会・委員長及び副委員長）

第2章 審査（審査順序・委員の派遣）

第3章 発言（委員外議員の発言）

~~第4章 表決~~~~第5章 秘密会~~~~第6章 公聴会~~~~第7章 参考人~~~~第8章 請願等の処理~~

第9章 委員会の記録（委員会記録等、委員会の記録の公開）

~~第10章 規律~~~~第11章 補則~~**「政務活動の交付に関する条例関係」（政務活動費）****「その他」**

第1章 傍聴・広報

第2章 議員政治倫理審査会

~~第3章 調査会~~~~第4~~3章 会派及び各派交渉会~~第5~~4章 全員協議会~~第6~~5章 追悼~~第7~~6章 その他

「会議規則関係」

第1章 会 議

第1節 総 則

(議会の呼称)

- 1 議会の呼称は、会期ごとに平成〇年〇月浜田市議会定例会（臨時会）と称する。
- 2 同一月に臨時会が2回以上開催されたときは、2回目以降から番号を付し、平成〇年〇月第〇回浜田市議会臨時会と称する。
- 3 議長が行う議員の呼称は、〇〇番〇〇議員と称する。また執行機関の説明員等は、職名で呼ぶこととする。

(招集)

- 1 市長は招集告示をしたときは、速やかに招集通知を議員に送付する。ただし、議会運営委員会の開催時に議会運営委員会委員に配付するほか、委員等を通じて会派の議員へ配付を依頼することで送付に代えることもある。

(参集)

- 1 議員は本会議及び委員会のため登庁したときは、各自が登庁表示板のランプを点灯させ、退庁時にこれを消灯する。これをもって議長に参集の報告をしたものとみなす。

(欠席、遅刻又は早退の届出)

- 1 会議の欠席、遅刻の届け出は、やむを得ない場合、電話連絡等によることができる。この場合、事務局において届け出文書を作成する。

(議席)

- 1 議席は、最初の議会で臨時議長が仮議席を指定し、議長選挙後、議長が指定する。
- 2 指定の方法は、市町村議員の在職期数の少ない順で生年月日の若い順に1番から指定する（市町村長経験者は、その在職期間を含む）。

(会議時間)

- 1 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、会議時間を変更しようとする場合は、議長は、予め議会運営委員会に諮る。
- 2 予鈴及び本鈴の方法は、3分前に予鈴を1回、会議直前に本鈴を1回報ずる。
- 3 予鈴及び本鈴は、ブザーにより行う。(H23.6.10 修正)
- 4 会派代表質問、個人一般質問の日の会議時間の延長については、議会運営委員会を開催せず、議長団の判断に委ねることとする。(H21.11.20 追加)

第2節 議案及び動議

(議案の提出)

- 1 議員提出議案は、別紙【条例提案の流れの指針】に沿った運営となるよう心がけることとし、必要に応じ議会運営委員会で調整する。ただし、議会運営委員会が設置されていない場合は、会派世話人会を設置し調整する。
- 2 議員提出議案の提出時期は、意見書・決議案を除き、各定例会開会日の7日前（市の休日は含まない）の午後5時までとする。ただし、緊急を要するものについては、この限りではない。（H25.8.26 修正）
- 3 委員会条例及び会議規則等の議会運営に係るものの制定、改正に当たっては、議会運営委員会提出議案として、委員長名で提出し、提案説明を行う。ただし議会運営委員会が設置されていない場合は、会派世話人会の座長が提出者、他の世話人が賛成者となるものとする。
- 4 議員発議の提案の説明は、登壇して行うものとする。
- 5 議長及び副議長は、議員提出議案の提出者とならない。
- 6 意見書・決議案の提出は、議会開会日の2日前（市の休日は含まない）の午後5時までに提出することとする。ただし、緊急を要するものとして期限後に提出されたものについては、議会運営委員会でその取り扱いを協議する。（H25.8.26 修正）
(H25.8.26 削除：第7項)
- 7 請願に伴う意見書は、付託された所管の委員会において意見書の調整を行う。提出は、請願が本会議で採択された後に日程に追加し、当該委員会の委員長が提案説明を行う。
- 8 「浜田市市政に係る重要な事項の議決等に関する条例」の施行に伴い、条例第4条の意見の申出に関する順序としては、報告を受けた委員会において意見を申し出る必要が生じたときは、委員会で議決を行い議長にその旨を申し出ることとする。
委員会から申出を受けた議長は、意思決定の場として本会議、全員協議会のどちらにするかを議会運営委員会に諮り決定することとする。
議会は、意思決定を行った後、市長等への申出の処理について議長に一任することとする。

「別 紙」【条例提案の流れの指針】

(下記において「委員会」とは、「議会運営委員会・常任委員会・特別委員会」を指す)

- ① **委員会検討方式**・・・各委員会で条例提案の機運が高まれば、所管の委員会で検討し、条例案作成前（内容の骨格がある程度固まった段階）に、委員長から予め取り組みの経緯や条例制定の目的、概要について議会運営委員会に報告するものとする。
その後最終的に条例案を作成し、委員会の議決を行ったときは、委員長から議長に議案を提出する。（委員会付託なし）
- ② **議員(有志)検討方式**・・・有志の議員(会派など)で調査研究を行い、条例案作成前（内容の骨格がある程度固まった段階）に、代表者から予め取り組みの経緯や条例制定の目的、概要について議会運営委員会に報告するものとする。
議員(有志)は、その後に正式に条例案を作成したときは、議長に議案を提出する。（委員会付託あり）
- ③ **専門委員会(研究会)検討方式（専門委員会が直接提案）**・・・全員協議会又は議会運営委員会において、議員等から専門委員会立ち上げを提起し、参加者を集い専門委員会独自に調査研究を行い、条例案作成前（内容の骨格がある程度固まった段階）に、代表者から予め取り組みの経緯や条例制定の目的、概要について議会運営委員会に報告する。
専門委員会は、その後に条例案を作成し、議員提案として議長に議案を提出する。（委員会付託あり）
- ④ **専門委員会(研究会)検討方式（最終的に所管の委員会に委ねる方法）**・・・全員協議会又は議会運営委員会において、議員等から専門委員会立ち上げを提起し、参加者を集い専門委員会独自に調査研究を行い、条例素案を作成した後に、議長を通して所管の委員会に提言する。
議長は、その旨を直近の議会運営委員会に報告する。
提言を受けた所管の委員会は、所管事務調査~~や調査会~~を活用しながら、専門委員会からの説明等を参考とし、条例について提出の是非又は修正の必要性について更に検討を行う。
所管の委員会で検討の後、条例案提出の議決を行ったときは、委員長から検討経緯や条例案の概要について議会運営委員会に報告するとともに、議長に議案を提出する。（委員会付託なし）
- ※ なお、上記いずれの方法においても、所管の委員会がどこであるか疑義が生じたとき、またその他調整の必要が生じたときは、議会運営委員会において調整する。
- (留意事項) 審議を円滑に行うためには、調査研究段階から執行部関係課職員及び法令担当課職員の出席を求めながら、条文の整備、予算措置等執行上の問題点などについて、提案する議員として認識しておくことも必要と考えられる。(H23. 6. 10 修正)

第3節 議事日程

(議事日程の作成及び配付)

- 1 議事日程は、会議当日の開議前に議席に配付する。
- 2 議事日程の順序は、原則として次のとおりとする。ただし、提案理由の説明は、一括して整理番号順に行う。
 - (1) 専決処分の報告・・・諸般の報告に含め、説明は省略
 - (2) 専決処分の承認
 - (3) 決算
 - (4) 条例・その他の議案
 - (5) 予算
 - (6) 請願・陳情、意見書
- 3 議員提出の意見書(案)は、議事日程にあらかじめ掲載し、委員会に付託された請願に付随する意見書(案)については、表決で採択となった場合のみ追加提案として日程に追加する。(H25. 8. 26 修正)
- 4 会期中の会議予定のうち、個人一般質問予備日の取扱いは、質問通告書締め切り時に人数等を勘案し、質問日とするか休会とするかの判断は、議会運営委員会正副委員長に委ねることとする。(H21. 11. 20 追加)

第4節 選挙

(議場の出入口閉鎖)

- 1 議場の閉鎖の際は、事務局職員が議場の各出入り口を施錠する。議場の閉鎖後は何人も出入りできない。

(投票)

- 1 議長又は副議長の選挙を行う必要が生じたときは、「所信表明会」実施要領により、正副議長選挙前に、就任に意欲のある議員による「所信表明会」を実施する。
- 2 身体上の支障により所定の場所で投票を行うことが困難な者は、事前に議長の許可を得て、他の議員の投票が終了した後、自席で投票することができる。
- 3 議長は、議長席において最後に投票する。
- 4 広域行政組合議会等の議員の選挙は、指名推選により行う。
- 5 選挙管理委員及び同補充員の選挙は、指名推選により行う。

(開票及び投票の効力)

- 1 選挙の開票立会人は、正副議長、議会運営委員会正副委員長、会議録署名議員を除き、選挙ごとに議席順に2人を議長が指名する。
- 2 当選の告知は文書で行う。ただし、当選人が在席する場合は、選挙結果の報告後、直ちに口頭で行う。
- 3 議長及び副議長の当選の承諾は、本会議中登壇して行うあいさつをもって、当選の承諾とする。

第5節 議事

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

- 1 市長提出議案は、開会1週間前の議会運営委員会終了後に事務局が各会派選出の委員に配付する。
- 2 議会運営委員会の欠席者又は会派から送付依頼があった場合には総務課が議案を郵送する。(H23.6.10 修正)(H25.4.11 修正)
- 3 事前配付の議案・資料に誤りがあった場合は、軽微なものについては開会当日正誤表を議席に配布する。なお、提案説明を行った後に誤りを訂正する場合には、議長の許可を得て、正誤表を議席に配付し、かつ本会議で執行部が訂正及び説明する。(H23.6.10 変更)
ただし、資料の訂正の場合は正誤表を議席に配布するにとどめる。(H24.4.6 変更)
- 4 市長提出議案の提案理由の説明は概要にとどめ、原則として副市長、担当部長が行う。
- 5 専決議案、人事案件(議員提出のもの及び議員のうちから選任する監査委員)及び議会運営委員会で全会一致した議員提出議案、意見書案、決議案は委員会付託を省略する。(H25.8.26 修正)
市長提案による人事案件は、市長において選出後、事前に正副議長に報告するものとする。
- 6 議長の出席要求に対しては、執行機関は、出席説明員の職・氏名を文書で報告する。出席説明員の欠席、変更については、あらかじめその旨を議長に文書で報告する。
- 7 議長が出席要求を行う執行機関は、通常は、市長、監査委員、教育長のみとし、選挙管理委員会委員長、農業委員会会長、公平委員会委員長、固定資産評価審査委員会委員長の出席を求める必要がある場合は、求めようとする議員が、答弁を求めようとする日の2日前までに、議長に発言通告書を提出するものとする。
ただし、選挙管理委員会、農業委員会、公平委員会に係る議案が提出されている場合は、予め出席要請を行い、委任手続きをしておくことで事務局長等が出席して答弁できるよう対応する。
- 8 定例会開会日及び表決日で質疑等の予定がない会議の場合には、議場の常時出席対象者を除き、説明員の執行部控室待機を要しないこととする。
質問(個人一般・会派代表等)、議案質疑を予定する会議においては、議場への常時出席対象者及び答弁を求められる可能性のある説明員を除き、執行部控室待機を要しないこととする。
- 9 医療専門監及び診療所長の説明員出席については、委員会を含め関係事案等がある場合を除き、通常は欠席することを了承する。
- 10 新年度予算、補正予算、決算の議案審査は、予算決算委員会(常任委員会)に付託する。(H25.11.19 修正)
- 11 議員発議、委員会発議の議案の説明は、登壇して行うこととする。

(委員長の報告)

- 1 委員長報告は、登壇して一括報告を行うこととする。

第7節 発言

(質疑)

- 1 質疑の回数は1議題につき3回までとする。ただし、議長が必要と認めた場合はこの限りでない。
- 2 議案に対する質疑は会議規則で事前通告制となっているが、当面挙手により議長が許可することとする。事前通告制を行う場合は、事前に議会運営委員会で協議する。
- 3 委員会付託を予定されている所管委員会の委員は、市長等に基本的な考えを質す場合を除き、質疑は委員会で行う。

(討論)

- 1 全ての議案等に関して、討論の通告期限を下記のとおり定める。
 - ① 議案に対する反対または賛成討論の通告期限は、表決予定日の2日前（市の休日を除く）の午後5時までとする。
 - ② 上記①の討論通告に対抗する賛成または反対の討論通告期限は、その翌日の午後1時までとする。
- (2) 委員会付託議案の審査結果については、担当書記が審査終了後速やかに議長に提出する委員会審査結果報告書を作成し、討論の参考のため議員が確認できるよう事務局に配置する。閉会中にある場合は、開会1週間前の議会運営委員会等を通じ、事務局から議員に報告する。
- (3) 討論の通告が提出された場合は、速やかに担当書記が全議員に連絡する。
(H29. 12. 19 変更)
- 2 討論は、反対討論を最初に行い、以後賛成、反対討論を交互にするよう議長が調整する。
- 3 発言は、登壇して行い、発言の冒頭に件名・賛否の別を明らかにする。

(個人一般質問・会派代表質問)

- 1 個人一般質問は、対面式・一問一答方式とする。
- 2 会派代表質問は「会派代表による一般質問実施要領」により、施政方針表明の後、個人一般質問を行う前に実施する。
- 3 質問の通告締切りは、会期初日の4日前(市の休日は含まない)の午前11時までとする。締切りを変更する場合は、議会運営委員会で決定する。
なお、締め切り後、議長団及び議運正副委員長で通告内容をチェックした後、午後2時に執行部へ通知する。
- 4 質問の通告書は、質問の標題(大・中項目)だけでなく要旨(小項目)を具体的に記載し、同時に提出することとする。
- 5 個人一般質問は、大所高所からの政策を建設的立場の論議となるよう、次の4点については質問を差し控えることを前提に、所管の委員会に関する質問の制限は行

わないこととする。

- ① 質問の内容が単なる事務的な見解を質すに過ぎないもの。
 - ② 議案審議の段階でただせるもの。
 - ③ 制度の内容説明を求めるもの。
 - ④ 特定の地区の道路改修などを要望するもの。
- 6 通告書は締切日の1日前（午前11時）までFAX・メール提出を受付可能とし、それ以降は持参する（緊急やむを得ないと議長が認める場合のみ代理者可）。
- ① 提出から通告締切時間までは、携帯電話等で常に事務局と連絡がとれるようにしておくこととする。
 - ② FAX及びメールによる提出は、送信の直前に、事務局へ電話連絡し、事務局から受信完了の連絡があるまではその場で待機することとする。
 - ③ 字句の誤り、内容訂正等の処理は、「FAX、メールで提出の場合は本人が訂正等を行い再送信し、訂正等の部分を事務局に確認すること。」「代理者による提出の場合は、事務局に処理を依頼する。」（H30.2.14 修正）
- 7 個人一般質問の発言順序は「くじ」により決める。くじを引く順番は、通告書の提出順（代理提出、FAX及びメール送信を含む）による。
- 8 質問の回数は、一問一答方式を導入したことにより制限しない。
- 9 個人一般質問の質問時間は答弁時間を含まない持ち時間制を導入し、一人1回につき30分とする。「要望、お願いする」だけの発言はやめる。
- 10 質問者は、残時間表示計で残りの制限時間を確認する。
- 11 本会議の質問、質疑における資料の配付及び提示は原則として許可しない。（資料とは、パンフレット・新聞・地図・写真・固形物等の類をいう）
ただし、どうしても希望する場合は現物を持参の上、議長に届け出ることとする。届出の期限は、議会開会1週間前の議会運営委員会前日までとする。届出を受けた議長は、必要により議会運営委員会の意見を聞いて許否を判断するものとする。
- 12 個人一般質問通告後、なおかつ発言順序が定められた後に本人の病気及び弔辞（二親等の親族）で質問ができなくなった場合、個人一般質問最終日の一番最後に発言ができるものとする。（H23.6.10 追加）
- 13 個人一般質問でパネルを使用しようとする者がその旨議長に届け出る期限は、個人一般質問初日の3日前（休日を除く）の12時までとする。（H27.12.14 追加）
- 14 個人一般質問の質問時間は答弁時間を含め原則1時間で終了する。議長は1時間経過した時点で時間を宣告することとし、1時間15分超過した時点で質問時間を終了する。（H28.11.25 修正）

（緊急質問等）

- 1 緊急質問をしようとする者は、発言通告書を議長に提出する。その許否及び日程については、議会運営委員会で協議する。

第8節 表決

(起立及び挙手等による表決)

- 1 原案に反対のない案件は、簡易表決を行う。
- 2 原案可決の委員長報告の場合は、「委員長の報告のとおり決すること」について採決する。
- 3 原案否決の委員長報告の場合は、「原案」について採決する。
- 4 原案に反対のある案件は、表決については、起立または挙手によるものとする。
- 5 記名投票による表決の場合は、「原案」について採決する。

第9節 会議録

(配布と公開)

- 1 会議録は、録音データの反訳を業者に委託し、字句の校正を事務局において行い、作成したものは、原則として次の定例会終了までにホームページを通じインターネット上で公開する。

会議録は、インターネットによる閲覧及び検索による必要な部分のプリントアウトが可能なることから、議員へはCDROMによる配付とする。ただし、原本及び市長送付用、事務局備え付け閲覧用はそれぞれ1冊プリントアウトする。

(掲載しない事項)

- 1 不適切発言及び発言の訂正等により会議録の調整が必要と認めるときは、議会運営委員会でその処理を決定する。

(署名議員)

- 1 会議録署名議員は、会期ごとに、議席順に1番から2人ずつ、在席する議員について会議の冒頭に指名する。ただし、副議長は指名しない。会期中に署名議員が欠席した場合は、追加指名する。
- 2 会議録は、原則として次の定例会終了までに、原本に議長が署名した後、会議録の所定の部分に会議録署名議員が署名しなければならない。

(保存)

- 1 ICレコーダーによる録音データは、会議録が調製されるまでの間保存する。

第2章 請願及び陳情

(請願)

- 1 紹介議員は1人以上とし、人数制限は設けない。
- 2 正・副議長及び付託先となる委員会の正・副委員長は、請願の紹介議員にならないこととする。
- 3 議会開会日の2日前(市の休日は含まない)の午後5時までに提出することとする。
- 4 請願書を受理した場合は、その写しを開会日に議席に配布する。
- 5 請願文書表には、受理年月日、受理番号、件名、請願者、紹介議員、請願要旨を

掲載する。

- 6 請願に付随する意見書の提案の時期は、意見書提出を求める議案が本会議で採択された後、追加提案とする。
 - 7 議会において採択と決定した請願についてはその処理につき、一部採択又は不採択と決定した請願についてはその理由を付けて、請願者にこれを文書で通知する。
 - 8 議長は、採択又は一部採択と決定した請願で関係機関へ通知が必要と認めるものは、その旨通知する。
 - 9 議案に関連する請願については、その議案が可決又は否決されたときは、議決不要とし「みなし採択(不採択)」とすることができる。(H23.6.10 追加)
 - 10 同一会期中において、すでに議決した請願の内容と同一内容の請願については、議決不要とし「みなし採択(不採択)」として扱うことができる。(H23.6.10 追加)
 - 11 議員は、請願者になることを自粛するものとする。(H29.8.25 追加)
- (陳情)
- 1 陳情書の提出は、議会開会日の2日前(市の休日は含まない)の午後5時までに受理したものを、当該議会で取り扱うこととする。
 - 2 締切り後に提出された陳情書は次期の議会(定例会)において処理する。
 - 3 陳情書は、議長において受理するが、必要に応じて担当常任委員長又は副委員長が同席する場合もある。
 - 4 陳情書は、原則として本会議に諮らず議長が全員協議会で関係委員会に審査を付託する。
 - 5 請願に類するものとして請願と同様に処理する陳情は、次の3点をすべて充足したものとする。
 - (1) 直接議長に提出され、受理したもの
 - (2) 紹介議員が署名したもの
 - (3) 市内の居住者及び団体等から提出されたもので、市が処理権限を有する内容のもの
 - 6 意見書提出を求める陳情は受理しないこととし、請願による提出を依頼する。郵送等で意見書提出を求める陳情を提出の場合は、受付のみとし、議長預かりとする。
 - 7 郵送による陳情書、要望書等は、関係委員会にその写しを配付するのみとする。(ただし、上記6のとおり意見書提出を求める陳情は議長預かりとする)
 - 8 陳情書の審査又は処理が終了したものは、その議会最終日の全員協議会において審査又は処理の結果を報告する。
 - 9 議長は、委員会等の審査が終了した場合は、その結果を陳情者等へ通知するものとし、採択又は一部採択と決定した陳情は、関係執行機関へその旨通知する。
 - 10 議員は、陳情者になることを自粛するものとする。陳情者が議員である陳情書の提出があった場合は、受付のみとし議長預かりとする。(H29.8.25 追加)

「委員会条例関係」

第1章 総則
(常任委員会)

- 1 議長は、総務文教委員会に所属することとし、副議長は、その他の常任委員会に所属することとする。(H21. 11. 4 常任委員会の定数の改正に伴い議長の所属委員会を固定した)
- 2 議長は、公正な議会運営の立場から、常任委員会に選任された後、辞任することを可とする。
- 3 常任委員会は、委員外議員が出席できるように、原則1日1委員会とし、全員協議会室で開催する。
- 4 委員長報告に対する質疑はできるが、関係委員会以外とする。
- 5 委員長報告は、正副委員長で作成する。
- 6 閉会中の継続審査案件で審査が終了した場合の委員長報告は、次の定例会の開会日に行う。
- 7 委員長報告は、報告当日にすべての委員会のものを本会議場の議席に配付し、多少の字句の修正は、委員長に一任する。(H24. 2. 16 変更)
- 8 本会議での委員長報告は、登壇して一括報告とする。
- 9 委員会の出席説明員は、委員長が出席要請を行うものを調整するが、原則として副市長、教育長、部長(支所長を含む。)及び課長に要請する。ただし必要が生じたときは、市長、自治区長等に要請する。(H24.4.6 追加)(H25.4.11 削除)(H30.6.11 変更)
 予算決算委員会への常時出席者として、市長(3月定例会のみ)、副市長、自治区長(必要に応じて)、財務部長、総務部長、財政課長に要請し、教育長及び他の関係部課長は、質疑等が予想される審査時に適時出席要請する。(H22. 11. 22 変更・市長3月定例関連)(H24. 4. 6 追加・経済政策統括監)(H25. 4. 11 削除経済政策統括監)(H26. 4. 1 変更・財務部長 削除・企画財政部次長)
- 10 予算決算委員会での予算審査にあたっては以下のとおりとする。
 - ①本会議初日の提案説明は予算の骨子、編成概要とする。
 - ②本会議初日の全員協議会で提案説明より詳細な予算の補足説明や新規・主要事業について、必要に応じて所管部長から事業番号をあげて説明を受ける。
 - ③通告のあった事業番号ごとに審査を行う。質疑は一問一答とする。
 ※審査の効率化を図るため説明シートの提出を受ける。
 (H25. 8. 26 項目：全部修正) (H25. 11. 19 修正)
- 11 常任委員会は付託された請願、陳情の審査を行う場合、議案に関連する請願又は陳情について、その議案が可決または否決されたときは議決不要とし「みなし採択(不採択)」とすることができる。(H23. 6. 10. 追加)
- 12 常任委員会は同一会期中において、請願又は陳情がすでに議決した請願又は陳情の内容と同一のものについては、議決不要とし「みなし採択(不採択)」として扱うことができる。(H23. 6. 10. 追加)
- 13 議会広報広聴委員会の委員は、予算決算委員会を除く各常任委員会から3人と副議長をもって構成する。(H25. 11. 19 追加)

(議会運営委員会)

- 1 議会運営委員会委員は、2人以上の会派から、所属議員数の2人ごとに1人を選

出したものをもって会議で指名する。(H25.9.17 変更)

- 2 委員会には原則として議長、副議長も出席することとする。ただし、副議長は委員外議員として出席とする。
- 3 委員会に委員が出席できないときは、その所属会派の議員が代理出席委員（委員外委員）として出席することができる。ただし、代理出席委員は、発言はできるが、討論、表決に加わることはできない。
- 4 会期及び議事日程等に関する調査のため、定期的を開催する議会運営委員会は、議会開会1週間前に開催する。また、次期定例会の会議予定等に関する協議は、前の議会の最終日の議会終了後に議会運営委員会を開催して行う。
- 5 本会議において、会期・会議予定等にかかる委員長報告は行わない。
- 6 委員を選出していない1人会派の議員の取り扱いは、委員外議員として出席を許可する。欠席の場合は、会議の結果等を副議長が連絡する。

(特別委員会)

- 1 特別委員会を設置しようとする場合は、議会運営委員会で調整する。
- 2 特別委員会の調査、研究等が長期間に渡る場合は、定例会の最終日に委員会の中間報告を行う。(ただし、必要により議長の判断で、全員協議会において中間報告を行う場合がある。) (H25.11.19 修正)

(委員長及び副委員長)

- 1 議長及び副議長は、常任委員会及び特別委員会の正副委員長に就任しないこととする。
- 2 議長及び副議長は、議会運営委員会委員に就任しないこととする。
- 3 議長は、特別委員会委員に就任しないこととする。
- 4 議会運営委員会の委員長、常任委員会の委員長は、他の委員会の委員長に就任しないこととする。

第2章 審査

(審査順序)

- 1 浜田市市政に係る重要な事項の議決等に関する条例の施行に伴う、条例第4条に定める、計画の策定等に対する意見の申出に関する順序としては、報告を受けた委員会において意見を申し出る必要が生じたときは、委員会で議決を行い議長にその旨を申し出ることとする。

委員会から申出を受けた議長は、意思決定の場として本会議又は全員協議会で協議するかについて議会運営委員会に諮り決定することとする。

議会は、意思決定を行った後、市長等への申出の処理について議長に一任することとする。

(委員の派遣)

- 1 委員会の行政視察は、委員会単位で実施する。
- 2 議長が常任委員会の委員を辞任した場合、毎年1個の常任委員会の行政視察に同行することとする。

- 3 視察事項は、委員会の所管に属する事項とし、行政機関・行政施設を訪問することを原則とする。
- 4 常任委員会（予算決算委員会を除く）の行政視察旅費は、1人につき13万円以内とする。旅費は、市旅費規程を適用する。（H26.3.14変更）
- 5 議会運営委員会及び議長が認めた特別委員会の視察は、公用車で1泊2日の範囲内で計画することとする。（H22.3.5変更）（H23.6.10変更）
- 6 視察参加者のうち、視察前又は用務終了後、別行程をとる場合は、事前にその理由等を議長に届け出て、やむを得ないものと認めた場合のみ許可する。（H23.6.10.修正）

第3章 発言

（委員外議員の発言）

- 1 委員外議員が出席して発言の申し出をするときは、委員会~~（調査会を除く）~~開催1日前（休日を除く）の17時までに委員長に申し出ることとする。（H28.8.26修正）
- 2 発言の申し出は、報告事項のみ1人1項目とし質疑は3回までとする。（H28.8.26追加）

第9章 委員会の記録

（委員会記録等）

- 1 委員会の会議録は、書記がメモ、録音により作成することとし、要点記録とする。

（委員会の記録の公開）

- 1 常任委員会、特別委員会の委員会記録は会議が終了し作成後、速やかにホームページを通じ、インターネット上で公開する。（H26.6.2追加）
- 2 予算決算委員会の委員会記録は、反訳を業者に委託し、一言一句により作成し、インターネット上に掲載する。記録は、議員の申出に応じ事務局が必要部分をプリントアウトする。（H25.11.19修正）

「政務活動費の交付に関する条例関係」

（政務活動費）

- 1 条例、条例施行規則に定めるほか、浜田市議会政務活動費の交付に関する細則に沿って運用する。
 - 2 政務活動費についての透明性と公正性を高めるため、使途や収支報告書、領収書写し、調査研究活動報告書を、市議会ホームページで全面的に公開する。
- なお、収支報告書には、交付額にかかわらず政務活動に要した経費全体を記載するよう努めることとする。（H23.6.10.修正）（H25.4.11修正・政務活動）

「その他」

第1章 傍聴・広報

- 1 傍聴人の参考に資するため、本会議及び委員会の傍聴者には、会議日程の説明及

び議案概要を受付時に配布する。

- 2 本会議の傍聴に限り、聴覚に障害のある方へ手話通訳者の派遣に努める。傍聴者からの派遣申請が概ね1週間前までに事務局に提出された場合に限る。配置場所は傍聴席とする。
- 3 議会の会議日程は、市民サービスの一環として、事前の広報及びホームページで知らせる。提出議案の状況についてもできるだけ事前にホームページに掲載する。
- 4 「市議会だより」は、年4回発行とし、質問の内容については氏名掲載を行うこととし、掲載方法については議会広報広聴委員会に一任する。(H25. 11. 19 修正)
- 5 会派代表質問、個人一般質問の様子は、録画方式により「石見ケーブルビジョン」及び「ひゃこるネットみすみ」の自主放映番組ですべて放映することとする。
 予算決算委員会の様子は、毎年新年度予算を審議する際に放映する。(H25. 11. 19 修正)
- 6 質問で不適切な発言があった場合のCATV放送の取り扱いは、議会運営委員会においてその処理を協議する。ただし、協議する時間がないと認めるときは、正副議長、正副議会運営委員長及び発言者で協議決定し、修正処理等行った場合は、その後に議会運営委員会へ報告する。
- 7 職員の認識を深めるため、庁内LANパソコンを通じて全職員にリアルタイムで全ての本会議の議会中継を配信する。本庁議会棟、支所のロビー設置のテレビにおいても同様とする。
 常任委員会(議会広報広聴委員会を除く)・特別委員会・~~調査会~~・全員協議会についても庁内LANパソコンを通じて配信する。(H22. 11. 22. 修正) (H25. 11. 19 修正) (H28. 8. 26 修正)
- 8 傍聴者等(報道機関の出席者及び一般傍聴者)への資料提供は、原則として当日配布によることとし、一般傍聴者用には若干部数を準備する。ただし、事前に資料の提供を希望する者には、前日に提供することができる。なお、新年度予算書及び予算説明資料並びに決算書及び監査委員意見書については、一般傍聴者には閲覧用として貸し出し、取得を希望する者には有料で提供する。(H23.6.10 修正)(H30.8.23 変更)
- 9 委員会の行政視察、会派、個人の視察については、その内容を広く公開するため、議長に提出される具体的な報告書をホームページに掲載する。
- 10 議案における各自の本会議・委員会での採決結果は、市議会だより、議会ホームページに掲載し公表することとする。(H25. 11. 19 追加)

第2章 議員政治倫理審査会

- 1 審査会の委員は、各会派から議会運営委員会の選出基準による選出とし、1人会派からも各1人を選出したものをもって設置する。

~~第3章 調査会~~

- ~~1 各常任委員会に調査会を置き、委員会の所管事項につき調査又は研究するため、閉会中に開くものとする。~~
- ~~2 調査会の運営は、調査会規程に定めるほか、委員会条例に準じ行うものとする。~~
- ~~3 委員又は執行部から調査会開催要請があったとき又は委員長において開催が必要~~

- ~~と認めるときに開くものとする。その場合委員長はその旨議長に報告し、議長は必要があると認めるときは関係者の出席を要請するものとする。~~
- ~~4 調査会は原則公開とし、予め市議会ホームページの会議予定に掲載することとする。~~
- ~~5 調査会は、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として浜田市議会会議規則に正規の議会活動として位置付け、出欠の届出を要する会議とする。~~
- ~~6 調査会の記録は会議が終了し、作成後速やかにホームページを通じ、インターネット上で公開する。(H26.6.2追加)~~

第~~4~~3章 会派及び各派交渉会

- 1 浜田市議会は、原則として会派制をとるものとする。
- 2 会派を結成したときは、代表者はその名称及び所属議員名等を速やかに議長に届け出るものとする。また、届け出事項に異動が生じた場合も、同様とする。
- 3 1人のみの無会派であっても、その旨を議長に届け出るものとする。
- 4 2人以上の会派は交渉団体とし、所属議員数の2人ごとに1人を選出したものをもって各派交渉会に出席するものとする。(ただし座長は、1人会派又は無会派の議員の出席を許可することができる) (H25.9.17修正)
- 5 各派交渉会の座長は、副議長とする。
- 6 1人会派又は無会派の議員への会議の結果報告は、座長が行う。

第~~5~~4章 全員協議会

- 1 全員協議会の運営は、全員協議会規程に定めるほか会議規則の例による。
- 2 議員の席は、会派の意見を聞いて議長が会派ごとに割り当てる。
- 3 全員協議会は、必要と認めるときのほか、定例会の概ね2週間前及び定例会初日と最終日に定例的に開催する。ただし、議題がないときはこの限りでない。
- 4 全員協議会の議題は、議長が定める。
- 5 全員協議会は、原則公開とする。
- 6 全員協議会は、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として浜田市議会会議規則に正規の議会活動として位置付け、出欠の届出を要する会議とする。
- 7 全員協議会の執行部出席者は、原則として部長以上の職にあるものとする。
- 8 議長は、少なくとも年1回議長会の状況報告を行う。
- 9 一部事務組合、浜田市都市計画審議会、浜田市土地開発公社の代表者は、会議の開催状況、概要等について、毎年1回文書又は口頭で状況報告を行うこととする。
- 10 全員協議会の記録は、要点記録とし事務局に保管し、会議が終了し、作成後速やかにホームページを通じ、インターネット上で公開する。(H26.6.2修正)

第~~6~~5章 追悼

- 1 現職議員の逝去に伴う弔意の表し方は、定例会の初日の冒頭に追悼の辞を行う。
- 2 追悼の辞を述べる者は、原則として同期の同僚の議員の中から選出する。
- 3 服装は特別なことはせず、リボンを着用する。

4 担当委員会は、委員会の冒頭に弔意を報告し黙祷を行う。

第~~7~~6章 その他

1 議員は、議会活動の優先、議会の厳正な監視機能の発揮や住民の市政参加を拡充する観点から、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関及び市の規則・要綱で定める附属機関に準ずる機関の委員並びに地方自治法第174条に規定する専門委員及びこれに準ずる委員など、執行機関の政策形成過程に関与すると考えられる機関の委員等には、原則として就任しないものとする。ただし、次に掲げるものを除く。

- ① 法令に定めのあるもの
- ② 議長等が充て職で就任する場合
- ③ 議員が、議員の立場ではなく、所属する各種団体等を代表して就任する場合で、議長に届け出て承認を得たとき

(H24.12.18 変更)

2 フェイスブック等の運用について、次に掲げる基本原則を順守しなければならない。

- ① 情報を発信する際には、プライバシー権を含む基本的人権、著作権、肖像権等に留意するとともに、誤解を招くことのないよう、正確な記述に努めること。
- ② 一度ネットワーク上に公開された情報を、完全に削除することは困難であることを念頭に置くこと。(H27.10.20 追加)

3 会期中の本会議及び委員会開催日には、控え室のみにポットを配置し、委員会室でのお茶出しは行わない。また、本会議・委員会等へのペットボトル等の飲み物、レコーダー、カメラ、タブレット・スマートフォン等の持込については別表のとおりとする。(H26.2.13 変更) (H28.6.17 変更)

4 本会議開催中の休憩の際、市長、副市長、教育長、代表監査委員の控室として応接室を開放する。

5 議員宛て議会関係文書等の配付物は、議会事務局内に設置のレターケースに配付する。ただし、議事の進行に関連し急を要するものは、議席又は直接配付する。

6 退職予定の本会議常時出席者の執行部管理職は、毎年3月定例会最終日の議場又は全員協議会において、あいさつの場を設けることとする。(課長職等は所管の常任委員会開催時にあいさつの場を設ける)

7 夏季の軽装の取り組みとして本会議・委員会及び全員協議会については、議員及び執行部職員ともノーネクタイを可とする。

本会議における上着着用の判断は、当面議長団が室温を踏まえ判断することとする。

8 議長何でもメールに対する回答は、原則議長で回答することとし、議長団でも判断できないものについては、議長の判断で所管の委員会に相談することを了解する。

本会議・委員会等への携行品について
 (浜田市議会申し合わせ事項 「その他」第7章その他関連 別表)

	ペットボトル	レコーダー	カメラ	タブレット スマートフォン
本会議	<p>△ <u>自席で飲むことは不可</u> <u>質問席への持込は可</u></p> <p>質問席へ持ち込む場合、ペットボトルのラベルをはがし、紙コップを使用すること。(紙コップは各自で用意し、持ち帰ること。)</p>	○	<p>×</p> <p>事務局が撮影した写真データを持ち帰ることは可。(ただし使用は本人に限り、他人に使用させてはならない。)</p>	○
委員会等	<p>△ <u>委員長の許可を得た場合は可</u></p> <p>許可を得て持込む場合でも、水分補給のためであるので、水またはお茶にとどめるものとする。 (ケーブルテレビに映る3月の予算決算委員会についてはペットボトルのラベルをはがすこと。)</p>	○	<p>×</p> <p>事務局が撮影した写真データを持ち帰ることは可。(ただし使用は本人に限り、他人に使用させてはならない。)</p>	○

○浜田市議会基本条例

平成23年9月30日
 条例第34号

目次

前文

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 議会の活動原則（第3条—第17条）
- 第3章 議員の活動原則（第18条—第21条）
- 第4章 市民参加（第22条—第24条）
- 第5章 議員定数及び議員報酬（第25条）
- 第6章 補則（第26条）

附則

地方分権の時代を迎え、地域の自主性と自立性が必要とされる現在において、二元代表制の一翼を担う議会には、従来の議事機関としての役割と責務のみならず、多様化する市民の意見を的確に把握し、市政に反映させるため、自由討議や意見交換等を重視した政策形成機能の更なる充実が求められている。

私たち浜田市議会議員は、石見人としての誇りと高い識見を備え、全国の地方議会の模範となる議会改革を掲げて絶えず精進し、全ての市民が安全で安心して、幸せに暮らすことができるよう最大限の努力をしなければならない。

ここに、浜田市議会は、日本国憲法に定める地方自治の本旨にのっとり、市民に開かれた信頼される地方政府を実現するため、議会の最高規範として、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制の下、議会の果たすべき役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等議会に関する基本的な事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に応え、市民の福祉の増進及び公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

（条例の位置付け）

第2条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、議会に関する他の条例、規則その他の規程の制定、改廃及び運用については、この条例

の趣旨に沿って行わなければならない。

第2章 議会の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、市民の負託を受けた議決機関であることを自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会及び市民参加を推進する議会を目指して活動しなければならない。

- 2 議会は、市民を代表する議決機関として、適切な判断及び責任ある活動を行わなければならない。
- 3 議会は、議員、市長及び市民の交流並びに自由な討論の場であるとの認識を持って活動しなければならない。
- 4 議会は、市民の参加意識が高まるよう分かりやすい視点、方法等で活動しなければならない。
- 5 議会は、障がいのある議員及び妊娠中の議員に対し、本人の意思を尊重し、円滑な議会活動のための配慮をしなければならない。

(議会改革の推進)

第4条 議会は、社会状況の変化に適応した議会の在り方について常に議論し、議会改革の推進に努めるものとする。

(危機管理)

第5条 議会は、大規模災害等の緊急の事態から市民の生命、身体及び財産並びに生活の平穏を守るため、総合的かつ機能的な活動が図られるよう、市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）と協力し、危機管理体制の整備に努めるものとする。

- 2 議会は、大規模災害等の緊急の事態が発生したときは、市長等と連携し、次に掲げるとおり対応するものとする。
 - (1) 議長は、必要に応じて議員による協議又は調整を行うための組織を設置する。
 - (2) 議会は、状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて市長等に対し、提言及び提案を行う。

(会派)

第6条 議員は、議会活動を行うに当たり、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。
- 3 会派は、政策立案、政策提言、政策決定等（以下「政策立案等」という。）に際して、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

4 議会運営に当たっては、議会は、会派に属さない議員の意見が反映されるよう配慮するものとする。

(議員と市長等との関係)

第7条 議会審議における議員と市長等との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係が保たれていなければならない。

(1) 一般質問(会派代表質問を除く。)は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。

(2) 議長の要請により本会議(浜田市議会会議規則(平成17年浜田市議会規則第1号)に規定する会議をいう。以下同じ。)及び委員会(浜田市議会委員会条例(平成17年浜田市条例第306号)に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。以下これらを「本会議等」という。)に出席した市長等は、議員からの質問等又は議員若しくは委員会による条例の提案、議案の修正案等に対して疑義等があるときは、議長又は委員長の許可を得て、これに反問し、又は反論することができる。

(議会審議における論点整理)

第8条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点を整理し、その審議を深めるため、市長に対して次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の地方公共団体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合振興計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算

(予算及び決算における説明)

第9条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に対して求めるものとする。

(採択した請願及び陳情への対応)

第10条 議会は、採択した請願及び陳情が市長等において措置することが適当と認めるときは、市長等に対してその趣旨を実現するよう求めるとともに、当該請願及び陳情に関する事後の状況、対応等を議会に報告するよう求めるものとする。

(平27条例5・追加)

(自由討議による合意形成等)

第11条 議長は、議会は議員による自由な討論の場であることを認識し、市長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互間の討議を中心とする運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議等において、議案、請願及び陳情(以下「議案等」という。)を審議し、結論を出す場合においては、議員相互間の討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。

(平27条例5・旧第10条繰下)

(政策討論会)

第12条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催するものとする。

(平27条例5・旧第11条繰下)

(委員会の活動)

第13条 委員会は、議案等の審査に当たっては、市民に対して積極的に情報を公開し、分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。

2 委員会は、行政視察を行ったときは、その目的、成果及び費用を公表するとともに、提言及び提案につなげるよう努めるものとする。

(平27条例5・旧第12条繰下)

~~(調査会の活用)~~

~~**第14条** 議会は、調査会(浜田市議会会議規則第107条第1項に規定する協議等の場をいう。)を自主的に開催し、その所管する事項に関し積極的に協議又は調整を行うものとする。~~

~~(平27条例5・旧第13条繰下・一部改正)~~

(議会広報の充実)

~~**第14**~~**14条** 議会は、議会及び市政について市民に関心を持たれるよう広報紙のほか、ケーブルテレビ等情報技術の進展を踏まえた多様な広報手段を活用し、議会広報の充実に努めるものとする。

(平27条例5・旧第14条繰下)

(議会図書室)

~~**第14**~~**15条** 議会は、議員の調査研究及び市政運営の参考に資するため、議会図書室の図書の充実に努めるものとする。

(平27条例5・旧第15条繰下)

(議会事務局の体制整備)

第1716条 議会は、議員の政策立案等を補助する組織として、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化等その体制の整備に努めるものとする。

2 議長は、議会事務局の職員の配置に関し、あらかじめ市長と協議するものとする。

(平27条例5・旧第16条繰下)

第3章 議員の活動原則

(議員の活動原則)

第1817条 議員は、議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の増進を目指して活動しなければならない。

2 議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんにより、市民の代表としてふさわしい活動をしなければならない。

3 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を重んじて活動しなければならない。

4 議員は、政策討論会等を通じて議員相互間における自由な討議を行い、積極的な議案の提出に努めなければならない。

(平27条例5・旧第17条繰下)

(政務活動)

第1918条 議員は、積極的に政策立案等のための調査研究その他の活動に努めるものとする。この場合において、政務活動費の交付を受けたときは、これを有効に活用するものとする。

2 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費を使用した活動の状況を公表するとともに、市民に対し、公正性及び透明性の確保の観点からその用途について説明責任を果たすものとする。

3 政務活動費の交付を受けた議員は、その執行状況に疑義が生じることがないよう全ての領収書等証拠書類を明らかにするものとする。

4 議長は、政務活動費が適正に使用されているかどうかについて、議会関係者以外の者の審査を受けるものとする。

(平24条例39・一部改正、平27条例5・旧第18条繰下・一部改正)

(議員研修)

第2019条 議会は、議員の政策立案等の能力の向上を図るため、議員の研修体制の充実強化に努めるものとする。

- 2 議会は、各分野における学識経験を有する者及び市民との議員研修会を積極的に開催するものとする。
- 3 議会は、島根県立大学との意見交換会の開催等知的財産の有効活用に努めるものとする。

(平27条例5・旧第19条繰下)

(政治倫理)

第2120条 議員は、市民の信頼に値する倫理的義務が課せられていることを自覚し、浜田市議会議員政治倫理条例（平成20年浜田市条例第25号）を遵守するものとする。

(平27条例5・旧第20条繰下)

第4章 市民参加

(市民と議会との関係)

第2221条 議会は、市民に対し、積極的に情報を公開し、説明責任を果たすものとする。

- 2 議会は、本会議等その他の会議を原則として公開するものとし、あらかじめその日程、議題等を周知するとともに、障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境の整備、インターネット等による配信に努めるものとする。
- 3 議会は、議案等に対する各議員の態度を広報紙で公表する等、市民に対して議員の意思を明確にするものとする。
- 4 議会は、本会議又は委員会における公聴会制度及び参考人制度を活用することにより、市民の多様な意見及び専門的又は政策的な識見等を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。

(平24条例39・一部改正、平27条例5・旧第21条繰下)

(重要案件の意見交換会)

第2322条 議会は、市政に関する重要な案件について、議員及び市民が自由に情報及び意見の交換を行うため、議会運営委員会で協議の上、重要案件の意見交換会を開催するものとする。

- 2 議会は、市政に関する重要な案件について、市民から重要案件の意見交換会の開催を求められたときは、議会運営委員会で協議の上、これを開催することができる。

(平27条例5・旧第22条繰下)

(議会報告会)

第2423条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公開するとともに、市

民の意見を把握し、議会活動に反映させるため、議会報告会を開催するものとする。

(平27条例5・旧第23条繰下)

第5章 議員定数及び議員報酬

(議員定数及び議員報酬)

第2524条 議会は、議員定数及び議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点のほか、市政の現状及び課題、将来の予測及び展望等を考慮するものとする。

- 2 議員定数及び議員報酬の改正の議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第7項又は第112条第1項の規定により、委員会又は議員から提出するものとする。

(平27条例5・旧第24条繰下)

第6章 補則

(見直し手続)

第2625条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

- 2 議会は、前項の規定による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講ずるものとする。
- 3 議会は、この条例を改正する場合は、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明するものとする。

(平27条例5・旧第25条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月21日条例第39号）

この条例中第18条の改正規定は公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定（地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の改正規定に限る。）の施行の日のいずれか遅い日から、第21条の改正規定は公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月20日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年9月28日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

○浜田市議会会議規則

平成17年11月17日
議会規則第1号

目次

第1章 会議

- 第1節 総則（第1条—第12条）
- 第2節 議案及び動議（第13条—第18条）
- 第3節 議事日程（第19条—第23条）
- 第4節 選挙（第24条—第32条）
- 第5節 議事（第33条—第46条）
- 第6節 秘密会（第47条・第48条）
- 第7節 発言（第49条—第61条）
- 第8節 表決（第62条—第71条）
- 第9節 公聴会（第72条—第77条）
- 第10節 参考人（第78条）
- 第11節 会議録（第79条—第83条）
- 第12節 議員派遣（第84条）

第2章 請願及び陳情（第85条—第91条）

第3章 辞職及び資格の決定（第92条—第96条）

第4章 規律（第97条—第100条）

第5章 懲罰（第101条—第106条）

第6章 協議又は調整を行うための場（第107条）

第7章 補則（第108条）

附則

第1章 会議

第1節 総則

（参集）

第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に報告しなければならない。

（欠席、遅刻又は早退の届出）

第2条 議員は、事故のため欠席、遅刻又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により届出ができない場合には、その事情がなくなった後、速やかに議長に届け出るものとする。

- 2 議員は、出席のため欠席するときは、日数を定めて、あらかじめ議長に届け出ることができる。

(平29議会規則1・一部改正)

(議席)

第3条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。

- 2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。
3 議長は、必要があるときは、議席を変更することができる。
4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

~~(会期)~~

~~第4条 会期は、毎会期の初めに議会の議決により決定する。~~

~~2 会期は、招集された日から起算する。~~

~~(会期の延長)~~

~~第5条 会期は、議会の議決により延長することができる。~~

~~(会期中の閉会)~~

~~第6条 会議に付された事件の議事をすべて終了したときは、会期中でも議会の議決により閉会することができる。~~

(議会の開閉)

~~第74条~~ 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

~~第85条~~ 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。

- 2 議長は、必要があるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。
3 会議の開始は、議長の定める方法で報ずる。

(休会)

~~第96条~~ 浜田市の休日を定める条例（平成17年浜田市条例第2号）に規定する市の休日は、休会とする。

- 2 議会は、議事の都合その他必要があるときは、議決により休会とすることができる。
3 議長は、必要があるときは、休会の日でも会議を開くことができる。
4 議長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第114条（議員の請求による開議）第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、休会の日でも会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

第10条 会議の開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

(定足数に関する措置)

第11条 議長は、開議時刻後相当の時間を経ても、なお、出席議員が定足数に達しないときは、延会を宣言することができる。

2 議長は、会議中定足数を欠くおそれがあるときは、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 議長は、会議中定足数を欠いたときは、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第12条 法第113条(定足数)の規定による出席催告の方法は、議事堂にいる議員又は議員の住所に、文書又は口頭により行う。

第2節 議案及び動議

(議案の提出)

第13条 議員が議案を提出するときは、案を備え、理由を付け、法第112条(議員の議案提出権)第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者(発議者を含む。)とともに連署し、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(平18議会規則1・平25議会規則1・一部改正)

(一事不再議)

第14条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第15条 動議は、法又はこの規則に特別の規定がある場合を除くほか、2人以上の賛成者(発議者を含む。)がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第16条 修正の動議は、案を備え、理由を付け、法第115条の3(修正の動議)の規定によるものについては同条に定める所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者(発議者を含む。)が連署して、議長に提出しなければならない。

(平24議会規則2・平25議会規則1・一部改正)

(先決動議の表決の順序)

第17条 議長は、他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、表決の順序を定める。ただし、出席議員4人以上から異議が

あるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第18条 提出者が、事件を撤回し、若しくは訂正し、又は動議を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となった事件の撤回若しくは訂正又は動議の撤回については、議会の承認を得なければならない。

2 委員会が提出した議案につき前項ただし書の承認を得ようとするときは、当該委員会の承認を得て委員長が請求しなければならない。

(平18議会規則1・一部改正)

第3節 議事日程

(議事日程の作成及び配付)

第19条 議長は、開議の日時、会議に付する事件、その順序等を記載した議事日程を定め、事前に議員に配付する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

(議事日程の順序変更及び追加)

第20条 議長は、必要があるとき、又は議員から動議が提出されたときは、討論をしないで会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第21条 議長は、必要があるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第22条 議長は、議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、更にその議事日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第23条 議長は、議事日程に記載した事件の議事が終了したときは、散会を宣告する。

2 議長は、議事日程に記載した事件の議事が終了しない場合でも、必要があるとき、又は議員から動議が提出されたときは、討論をしないで会議に諮って延会することができる。

第4節 選挙

(選挙の宣告)

第24条 議長は、議会において選挙を行うときは、その旨を宣告する。

(不在議員)

第25条 選挙の宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第26条 議長は、投票による選挙を行うときは、第24条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、議場の出入口を閉じ、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配付及び投票箱の点検)

第27条 議長は、投票を行うときは、職員に所定の投票用紙を配付させた後、配付漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員に投票箱を点検させなければならない。

(投票)

第28条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票用紙を投票箱に投入する。

(投票の終了の宣告)

第29条 議長は、投票が終了したときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。

(開票及び投票の効力)

第30条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第31条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人にその旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第32条 議長は、その当選人の任期の間、選挙に関する書類を保存しなければならない。

第5節 議事

(議題の宣告)

第33条 議長は、会議に付する事件を議題とするときは、その旨を宣告する。

(一括議題)

第34条 議長は、必要があるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員4人以上から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第35条 会議に付する事件は、第88条(請願の委員会付託)に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会又は議会運営委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要であると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

3 前2項における提出者の説明及び第1項における委員会への付託は、討論をしないで会議に諮って省略することができる。

(平18議会規則1・平24議会規則2・一部改正)

(付託事件を議題とする時期)

第36条 委員会に付託した事件は、浜田市議会委員会条例(平成17年浜田市条例第306号。以下「委員会条例」という。)第39条(委員会の報告書)の規定による報告書の提出をもって議題とする。

(委員長の報告)

第37条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果の報告をする。

2 前項の報告は、討論をしないで会議に諮って省略することができる。

3 委員長の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(修正案の説明)

第38条 議長は、修正案が提出された場合、委員長の報告が終わったとき、又は委員会への付託を省略したときは、修正案の提出者に修正案の説明をさせる。

(委員長の報告等に対する質疑)

第39条 議員は、委員長に対し、質疑をすることができる。

2 議員は、修正案の提出者及び説明のための出席者に対し、質疑をすることができる。

(討論及び表決)

第40条 議長は、前条の質疑が終了したときは、討論に付し、その終了の後、表決を行う。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第41条 議会は、議決の後、条項、字句、数字その他の整理が必要なときは、議長に委任することができる。

(委員会の審査又は調査期限)

第42条 議会は、必要があるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第36条（付託事件を議題とする時期）の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第43条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、必要があるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、必要があるときは、中間報告をすることができる。

(再付託)

第44条 議会は、委員会が報告した事件について、なお審査又は調査の必要があるときは、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

(議事の継続)

第45条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

(除斥議員の傍聴禁止)

第46条 除斥されている議員は、議会を傍聴することができない。

第6節 秘密会

(秘密会の開会及び指定者以外の退場)

第47条 議長は、秘密会を開く議決があったときは、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密会の記録)

第48条 秘密会の議事の記録中、特に秘密を要すると議決した部分は、公表しない。

2 前項の公表しない部分については、秘密性の継続する限り他に漏らしてはならない。

第7節 発言

(発言の許可)

第49条 発言は、すべて議長の許可を得たあとにしなければならない。

(発言の通告及び順序)

第50条 会議において発言する議員は、議長の定めた期間内に、議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。

2 発言通告書には、質問、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。

3 発言の順序は、議長が決める。

4 発言の通告をした議員が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場にいないときは、その通告は効力を失う。

(発言の通告をしない議員の発言)

第51条 発言の通告をしない議員は、通告した議員がすべて発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

(討論の方法)

第52条 議長は、討論を行うときは、最初に反対者を発言させ、次に賛成者を発言させ、反対者と賛成者をなるべく交互に指名しなければならない。

(議長の発言及び討論)

第53条 議長は、議員として発言するときは、議席に着き発言し、発言が終了した後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終了するまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第54条 発言は、すべて簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反するときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(発言の時間及び回数制限)

第55条 議長は、必要があるときは、質問及び討論の時間を制限し、又は質疑の回数を制限することができる。

2 議長は前項の制限について、出席議員4人以上から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

(議事進行に関する発言)

第56条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

(質問、質疑又は討論の終了)

第57条 議長は、質問、質疑又は討論が終わったときは、その終了を宣告する。

2 議員は、質問、質疑又は討論が続出して容易に終了しないときは、質問、質疑又は討論の終了の動議を提出することができる。

3 議長は、質問、質疑又は討論の終了の動議については、討論をしないで会議に諮って決定する。

(選挙及び表決時の発言制限)

第58条 選挙及び表決の宣告後、議員は、発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第59条 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

(緊急質問等)

第60条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないときは、第50条(発言の通告及び順序)の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2 議長は、前項の同意について、討論をしないで会議に諮って決定する。

(発言の取消し又は訂正)

第61条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言を訂正することができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

第8節 表決

(表決の問題の宣告)

第62条 議長は、表決をとるときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在議員)

第63条 表決の宣告のとき、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件及び訂正の禁止)

第64条 議員は、自己の表決に条件を付け、又は訂正を求めることができない。

(起立、挙手等による表決)

第65条 議長は、表決をとるときは、問題を可とする議員を起立、挙手等をさせ、起立、挙手等の議員の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長は、起立、挙手等の議員の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員4人以上から異議があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第66条 議長は、必要があるとき、又は出席議員4人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 議長は、前項の記名投票及び無記名投票の要求が同時にあるときは、いずれの方法によるかを無記名投票で決定する。

(記名投票)

第67条 記名投票を行う場合には、氏名とともに問題を可とする議員は賛成と、問題を否とする議員は反対と、所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(無記名投票)

第68条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする議員は賛成と、問題を否とする議員は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第69条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第26条(議場の出入口閉鎖)、第27条(投票用紙の配付及び投票箱の点検)、第28条(投票)、第29条(投票の終了の宣告)、第30条(開票及び投票の効力)、第31条(選挙結果の報告)第1項及び第32条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(簡易表決)

第70条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。

2 議長は、異議がないときは、可決を宣告する。ただし、議長は、その宣告に対して、出席議員4人以上から異議があるときは、起立、挙手等の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第71条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 議長は、同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、

表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に行う。ただし、議長は、表決の順序について出席議員4人以上から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第9節 公聴会

(平24議会規則2・追加)

(公聴会開催の手続)

第72条 議長は、会議において公聴会を開く議決があったときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(平24議会規則2・追加)

(意見を述べようとする者の申出)

第73条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書でその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(平24議会規則2・追加)

(公述人の決定)

第74条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(平24議会規則2・追加)

(公述人の発言)

第75条 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その案件の範囲を超えてはならない。

3 議長は、公述人の発言がその案件の範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、発言を制止し、又は退席させることができる。

(平24議会規則2・追加)

(議員と公述人の質疑)

第76条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(平24議会規則2・追加)

(代理人又は文書による意見の陳述)

第77条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示するこ

とができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(平24議会規則2・追加)

第10節 参考人

(平24議会規則2・追加)

(参考人)

第78条 議長は、会議において参考人の出席を求める議決があったときは、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前3条の規定を準用する。

(平24議会規則2・追加)

第11節 会議録

(平24議会規則2・旧第9節線下)

(会議録の記載事項)

第79条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びに年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席の議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職名及び氏名
- (5) 説明のため出席した者の職名及び氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 委員会報告書
- (10) 会議に付した事件
- (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (12) 選挙の経過
- (13) 議事の経過
- (14) 記名投票における賛否の氏名
- (15) その他議長又は議会において必要とする事項

2 議事は、録音の方法により記録する。

(平18議会規則1・一部改正、平24議会規則2・旧第72条線下)

(会議録の配布と公開)

第80条 会議録は、議員及び関係者に配布（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。）するほか、

広く一般に公開する。

(平18議会規則1・一部改正、平24議会規則2・旧第73条線下)

(会議録に掲載しない事項)

第81条 前条の会議録には、第48条(秘密会の記録)第1項に定める秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第61条(発言の取消し又は訂正)の規定により取り消し、又は訂正した発言は、掲載しない。

(平24議会規則2・旧第74条線下)

(会議録署名議員)

第82条 会議録に署名する議員(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員)は、2人以上とし、議長が会議において指名する。

(平18議会規則1・一部改正、平24議会規則2・旧第75条線下)

(会議録の保存年限)

第83条 会議録の保存年限は、永年とする。

(平24議会規則2・旧第76条線下)

第12節 議員派遣

(平24議会規則2・旧第10節線下)

(議員の派遣)

第84条 議会は、法第100条(調査権・協議等の場の設置・刊行物の送付・図書室の設置等)第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、会議に諮って決定する。ただし、緊急を要するとき、又は閉会中にあっては、議長が決定する。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

(平20議会規則1・一部改正、平24議会規則2・旧第77条線下)

第2章 請願及び陳情

(請願書の記載事項)

第85条 請願書には、邦文(点字を含む。)を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書に署名又は記名押印をしなければならない。

3 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

(平24議会規則2・旧第78条線下)

(請願文書表の作成及び配付)

第86条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配付する。

- 2 請願文書表には、請願書の受理番号、受理年月日、請願者の住所及び氏名、請願の要旨並びに紹介議員の氏名を記載する。
- 3 請願者数人連署のものは、代表者ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは、ほか何件と記載する。

(平24議会規則2・旧第79条繰下)

(請願書の撤回)

第87条 請願者は、請願書を撤回するときは、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となったものについては、議会の承認を得なければならない。

(平24議会規則2・旧第80条繰下)

(請願の委員会付託)

第88条 議長は、請願文書表を配付し、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会又は議会運営委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

- 2 委員会への付託は、討論をしないで会議に諮って省略することができる。
- 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

(平24議会規則2・旧第81条繰下)

(紹介議員の取消し)

第89条 議会に提出した請願について、これを紹介した議員がその紹介の取消しをするときは、議長の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となった請願に対する紹介の取消しについては、議会の承認を得なければならない。

(平24議会規則2・旧第82条繰下)

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第90条 議長は、議会が採択又は一部採択と決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することと決定したものについては、これを送付しなければならない。

- 2 議長は、議会がその処理の経過及び結果の報告を請求することと決定したものについては、これを請求しなければならない。

(平24議会規則2・旧第83条繰下)

(陳情書の処理)

第91条 議長が必要と認める陳情書又はこれに類するもので、その内容が請

願に適合するものは、請願書と同様に処理する。

(平24議会規則2・旧第84条繰下)

第3章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第92条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論をしないで会議に諮ってその許否を決定する。

3 議長は、閉会中に副議長の辞職を許可したときは、次の議会に報告しなければならない。

(平24議会規則2・旧第85条繰下)

(議員の辞職)

第93条 議員は、辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、議員の辞職について準用する。

(平24議会規則2・旧第86条繰下)

(資格決定の要求)

第94条 法第127条(失職及び資格決定)第1項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第92条の2(議員の兼業禁止)の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、その理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。

(平24議会規則2・旧第87条繰下)

(資格決定の審査)

第95条 議会は、前条の要求について、第35条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3項の規定にかかわらず、委員会への付託を省略して決定することができない。

(平18議会規則1・一部改正、平24議会規則2・旧第88条繰下)

(決定書の交付)

第96条 議長は、議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2(議員の兼業禁止)の規定に該当するかどうかについての法第127条(失職及び資格決定)第1項の規定による決定をしたときは、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

(平24議会規則2・旧第89条繰下)

第4章 規律

(携帯品)

第97条 議場に入る者は、会議の妨げになるものを携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(平24議会規則2・旧第90条線下)

(議事妨害の禁止)

第98条 何人も、会議中は、不必要に発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(平24議会規則2・旧第91条線下)

(資料等印刷物の配付の許可)

第99条 議場において、資料、文書等の印刷物を配付するときは、議長の許可を得なければならない。

(平24議会規則2・旧第92条線下)

(議長の秩序保持権)

第100条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

(平24議会規則2・旧第93条線下)

第5章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第101条 懲罰の動議は、文書により法第135条(懲罰の種類及び除名の手続)第2項に定める数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第48条(秘密会の記録)第2項又は委員会条例第62条(秘密会の記録)第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(平24議会規則2・旧第94条線下)

(懲罰動議の審査)

第102条 議会は、懲罰について、第35条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3項の規定にかかわらず、委員会への付託を省略して議決することはできない。

(平18議会規則1・一部改正、平24議会規則2・旧第95条線下)

(代理弁明)

第103条 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議で一身上の弁明をする場合において、議会の同意を得たときは、他の議員に代わって弁明させることができる。

(平24議会規則2・旧第96条繰下)

(戒告又は陳謝の方法)

第104条 戒告又は陳謝は、議会の定めた戒告文又は陳謝文によって行う。

(平24議会規則2・旧第97条繰下)

(出席停止の期間)

第105条 出席停止の期間は、5日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された議員について、その停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(平24議会規則2・旧第98条繰下)

(懲罰の宣告)

第106条 議長は、議会が懲罰の議決をしたときは、公開の議場において宣告する。

(平24議会規則2・旧第99条繰下)

第6章 協議又は調整を行うための場

(平20議会規則1・追加)

(協議又は調整を行うための場)

第107条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

- 2 前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。
- 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

(平20議会規則1・追加、平24議会規則2・旧第100条繰下)

第7章 補則

(平20議会規則1・旧第6章繰下)

(会議規則の疑義に対する措置)

第108条 この会議規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮って決定する。

(平20議会規則1・旧第100条繰下、平24議会規則2・旧第101条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(議席の特例)

- 2 合併後最初の会議における第3条（議席）第1項の規定の適用については、同項中「一般選挙」とあるのは「市町村合併」とする。

附 則（平成18年12月28日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年9月26日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年11月4日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年6月4日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月21日議会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年11月1日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年11月6日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第~~107~~104条関係）

（平20議会規則1・追加、平21議会規則1・平24議会規則1・平25議会規則1・一部改正）

名称	目的	構成員	招集権者
全員協議会	市の行政分野全般に係る事項に関し協議又は調整を行うこと。	全議員	議長
総務文教調査会	総務文教委員会が所管する事項に関し協議又は調整を行うこと。	総務文教委員会委員	総務文教委員会委員長
福祉環境調査会	福祉環境委員会が所管する事項に関し協議又は調整を行うこと。	福祉環境委員会委員	福祉環境委員会委員長
産業建設調査会	産業建設委員会が所管する事項に関し協議又は調整を行うこと。	産業建設委員会委員	産業建設委員会委員長

予算決算調査会	予算決算委員会が所管する事項に関し協議又は調整を行うこと。	予算決算委員会委員	予算決算委員会委員長
議会広報広聴調査会	議会広報広聴委員会が所管する事項に関し協議又は調整を行うこと。	議会広報広聴委員会委員	議会広報広聴委員会委員長
政策討論会幹事会	政策討論会の討論の議題を決定すること。	会派から選出された議員(1会派につき1議員に限る。)会派に属さない議員	政策討論会幹事会会長
政策討論会	市政に関する重要な政策及び課題について議員間で討論し、議会としての共通認識の醸成及び合意形成を図ること。	全議員	議長

○浜田市議会委員会条例

平成17年11月17日
条例第306号

目次

- 第1章 総則（第1条—第21条）
- 第2章 審査（第22条—第41条）
- 第3章 発言（第42条—第50条）
- 第4章 表決（第51条—第60条）
- 第5章 秘密会（第61条・第62条）
- 第6章 請願等の処理（第63条・第64条）
- 第7章 委員会の記録（第65条—第67条）
- 第8章 規律（第68条—第70条）
- 第9章 補則（第71条）

附則

第1章 総則

（常任委員会及び議会運営委員会の設置）

第1条 議会に常任委員会及び議会運営委員会を置く。

（常任委員会の名称、委員定数及びその所管並びに議会運営委員会の委員定数）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。

この場合において、第1号から第3号までの常任委員会が所管する事項には、第4号の予算決算委員会及び第5号の議会広報広聴委員会が所管する事項を含まない。

(1) 総務文教委員会 9人

市長公室、総務部、地域政策部、財務部、消防本部、会計課、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び各支所のこれらの関係課に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項

(2) 福祉環境委員会 8人

健康福祉部、市民生活部、上下水道部及び各支所のこれらの関係課に属する事項

(3) 産業建設委員会 7人

産業経済部、都市建設部、農業委員会及び各支所のこれらの関係課に属する事項

(4) 予算決算委員会 23人

予算及び決算の議案に関する事項

(5) 議会広報広聴委員会 10人

議会の広報及び広聴に関する事項

2 議員は、少なくとも前項第1号から第3号までのいずれかの常任委員になるものとする。

3 議会運営委員会の定数は、9人とする。

(平19条例1・平21条例46・平22条例3・平23条例40・平24条例7・平25条例43・平26条例4・平27条例47・平28条例35・平29条例28・一部改正)

(常任委員及び議会運営委員の任期)

第3条 常任委員及び議会運営委員の任期は、2年とする。ただし、後任委員が選任されるまで在任する。

2 任期満了による常任委員及び議会運営委員の改選は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。

3 補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(常任委員及び議会運営委員の任期の起算)

第4条 常任委員及び議会運営委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による改選が、任期満了の前に行われたときは、その改選による委員の任期は、前任委員の任期満了の日の翌日から起算する。

(特別委員会の設置等)

第5条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

(平24条例40・全改)

(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)

第6条 議会は、議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、直ちに資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会を設置しなければならない。

2 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は、議会の議決により決定する。

(委員の選任)

第7条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。

~~2 前項の規定にかかわらず、閉会中における委員の選任は、議長の指名によ~~

~~る。~~

32 議長は、常任委員及び議会運営委員については会期の始めに、特別委員については選任事由が生じたときに速やかに、これを選任する。

43 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮って当該委員の委員会の所属を変更することができる。

54 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条（常任委員及び議会運営委員の任期）第3項の例による。

（平18条例59・平24条例40・一部改正）

（委員長及び副委員長）

第8条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

（互選の方法）

第9条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。

2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで定める。

3 前項の当選人は、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければならない。

4 第1項の投票を行う場合には、委員長の職務を行っている者も、投票することができる。

5 委員会は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、第1項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。

6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り、委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。

（選挙規定の準用）

第10条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、浜田市議会会議規則（平成17年浜田市議会規則第1号。以下「会議規則」という。）第1章第4節の規定を準用する。

（委員長及び副委員長がともにないときの互選）

第11条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

（招集）

第12条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員会を招集しなければならない。

(議長への通知)

第13条 委員長は、委員会を招集するときは、事前に開会の日時、場所、付議事件等を議長に通知しなければならない。

(欠席、遅刻又は早退の届出)

第14条 委員は、事故のため欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により届出ができない場合には、その事情がなくなった後、速やかに委員長に届け出るものとする。

2 委員は、出産のため欠席するときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に届け出ることができる。

(平29条例28・一部改正)

(委員会の開閉)

第15条 委員会の開閉は、委員長が宣告する。

(委員長の議事整理権及び秩序保持権)

第16条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

2 委員長は、委員会において地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

3 委員長は、委員が前項の規定による命令に従わないときは、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

4 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(委員長の職務代行)

第17条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長及び副委員長の辞任)

第18条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(委員の辞任)

第19条 委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(平18条例59・一部改正)

(定足数)

第20条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第31条（委員長、副委員長及び委員の除斥）の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(定足数に関する措置)

第21条 委員長は、開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、散会を宣告することができる。

2 委員長は、会議中定足数を欠くおそれがあると認めるときは、委員の退席を制止し、又は委員会室外の委員に出席を求めることができる。

3 委員長は、会議中定足数を欠いた場合は、休憩又は散会を宣告する。

第2章 審査

(議題の宣告)

第22条 委員長は、会議に付する事件を議題とするときは、その旨を宣告する。

(一括議題)

第23条 委員長は、必要があるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

(審査順序)

第24条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行う。

(出席説明の要求)

第25条 委員会は、審査又は調査のため、市長、教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、監査委員、農業委員会の会長及び固定資産評価審査委員会の委員長並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めるときは、議長を経てしなければならない。

(平27条例6・一部改正)

(先決動議の表決順序)

第26条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決定する。ただし、出席委員から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

(動議の撤回)

第27条 提出委員が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を得なければならない。

(委員の議案修正)

第28条 委員が修正案を発議しようとするときは、事前にその案を委員長に提出しなければならない。

(分科会又は小委員会)

第29条 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

(連合審査会)

第30条 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、他の委員会と協議して、連合審査会を開くことができる。

(委員長、副委員長及び委員の除斥)

第31条 委員長、副委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参加することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(除斥委員の傍聴禁止)

第32条 除斥されている委員は、委員会を傍聴することができない。

(証人出頭又は記録提出の要求)

第33条 委員会は、法第100条（調査権・刊行物の送付・図書室の設置等）の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(所管事務等の調査)

第34条 常任委員会又は議会運営委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、事前にその事項、目的、方法、期間等を議長に通知しなければならない。

(委員の派遣)

第35条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、事前に日時、場所、目的、経費等を記載した委員派遣要求書を議長に提出し、許可を得なければならない。

(議事の継続)

第36条 会議が中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題になったときは、前の議事を継続する。

(委員会の再審査)

第37条 委員会は、次の各号に該当した場合に再審査をすることができる。

- (1) 重大な事情の変更
- (2) 重大な資料の秘匿
- (3) 重大な説明の瑕疵
- (4) その他委員会の判断に影響を与えると認められる状況の変化
(議決事件の字句、数字等の整理)

第38条 委員会は、議決の後、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、委員長に委任することができる。

(委員会の報告書)

第39条 委員会は、事件の審査又は調査を終わったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

~~(閉会中の継続審査)~~

~~**第40条** 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。~~

(委員会の公開)

~~**第41**~~**40条** 委員会の会議は、公開する。

- 2 委員会は、議員のほか委員長の許可を得た者が傍聴することができる。
- 3 委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

第3章 発言

(発言の許可)

~~**第42**~~**41条** 発言は、すべて委員長の許可を得た後にしなければならない。

(委員の発言)

~~**第43**~~**42条** 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決定したときは、この限りでない。

(発言内容の制限)

~~**第44**~~**43条** 発言は、すべて簡明にし、議題外にわたり、又はその範囲をこえてはならない。

- 2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお、従わない場合は発言を禁止することができる。

(委員外議員の発言)

~~**第45**~~**44条** 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くこ

とができる。

- 2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決定する。

(委員長の発言)

第4645条 委員長は、委員として委員長席で発言することができる。ただし、委員長が討論しようとするときは、委員席に着き、その議題が終わるまで、委員長席に復することができない。

(発言時間の制限)

第4746条 委員長は、必要があるときは、事前に発言時間を制限することができる。

- 2 委員長は、定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

(質疑又は討論の終了)

第4847条 委員長は、質疑又は討論が終わったときは、その終了を宣告する。

- 2 委員は、質疑又は討論が続出して容易に終了しないときは、質疑又は討論終了の動議を提出することができる。

- 3 委員長は、質疑又は討論の終了の動議について、討論をしないで会議に諮って決定する。

(選挙及び表決時の発言制限)

第4948条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(発言の取消し又は訂正)

第5049条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言を訂正することができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の主旨を変更することはできない。

第4章 表決

(表決の問題の宣告)

第5150条 委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在委員)

第5251条 表決の宣告のとき、委員会室にいない委員は、表決に加わることができない。

(表決)

第5352条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、

委員長の決するところによる。

- 2 前項の場合においては、委員長は、委員として表決に加わることができない。

(起立、挙手等による表決)

第5453条 委員長は、表決をとろうとするときは、問題を可とする委員を起立、挙手等をさせ、起立、挙手等の委員の多少を認定して可否の結果を宣告する。

(簡易表決)

第5554条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。

- 2 委員長は、異議がないときは、可決を宣告する。ただし、委員長は、その宣告に対して、出席委員から異議があるときは、起立、挙手等の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第5655条 委員長は、同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に行う。ただし、委員長は、表決の順序について出席委員から異議があるときは、討論をしないで会議に諮って決定する。

- 2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

(投票による表決)

第5756条 委員長は、必要があるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

- 2 委員長は、前項の記名投票及び無記名投票の要求が同時にあるときは、いずれの方法によるかを無記名投票で決定する。

(記名投票)

第5857条 記名投票を行う場合には、氏名とともに問題を可とする委員は賛成と、問題を否とする委員は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

- 2 記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(無記名投票)

第5958条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする委員は賛成と、問題を否とする委員は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

- 2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らか

でない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第~~60~~59条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、会議規則第27条（投票用紙の配付及び投票箱の点検）から第30条（開票及び投票の効力）まで及び第31条（選挙結果の報告）第1項の規定を準用する。

第5章 秘密会

(秘密会の開会及び指定者以外の退場)

第~~61~~60条 委員会は、その議決により秘密会とすることができる。

2 委員長は、前項の議決があったときは、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を委員会室の外に退去させなければならない。

(秘密会の記録)

第~~62~~61条 秘密会の議事の記録中、特に秘密を要すると議決した部分は、これを公表しない。

2 前項の特に秘密を要すると議決した部分については、秘密性の継続する限り他に漏らしてはならない。

第6章 請願等の処理

(平24条例40・旧第8章繰上)

(紹介議員の委員会出席)

第~~63~~62条 委員会は、審査のため必要があるときは、紹介議員の出席及び説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

(平24条例40・旧第70条繰上)

(請願等の審査報告)

第~~64~~63条 委員会は、請願等についての審査の結果を、次の区分により、議長に報告しなければならない。

- (1) 採択とすべきもの
- (2) 一部採択とすべきもの
- (3) 不採択とすべきもの

2 委員会は、審査結果に意見を付けることができる。

3 委員会が採択又は一部採択とすべきものと決定した請願等で、市長その他の関係機関に送付することが適当なもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することが適当なものについては、その旨を付記しなければならない。

(平24条例40・旧第71条繰上)

第7章 委員会の記録

(平24条例40・旧第9章繰上)

(委員会の記録)

第6564条 委員長は、事務局職員に、次の事項を記載した委員会の記録を作成させ、署名し、又は押印しなければならない。

- (1) 開会及び閉会の年月日時
- (2) 出席及び欠席委員の氏名
- (3) 職務のため委員会に出席した事務局職員の職名及び氏名
- (4) 説明のため出席した者の職名及び氏名
- (5) 日程
- (6) 会議に付した事件
- (7) 議事の経過
- (8) 会議の概要等必要な事項を記載した記録
- (9) その他委員長又は委員会において必要とする事項

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の規定による署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。

3 前2項の委員会の記録は、議長に提出する。

(平18条例59・一部改正、平24条例40・旧第72条繰上)

(委員会の記録の公開)

第6665条 委員会の記録は、第62条（秘密会の記録）第1項に規定する特に秘密を要すると議決した部分を除き一般に公開する。

(平24条例40・旧第73条繰上)

(委員会の記録の保存年限)

第6766条 委員会の記録の保存年限は、永年とする。

(平24条例40・旧第74条繰上)

第8章 規律

(平24条例40・旧第10章繰上)

(携帯品)

第6867条 委員会室に入る者は、会議の妨げになるものを携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(平24条例40・旧第75条繰上)

(議事妨害の禁止)

第6968条 何人も、会議中は、不必要に発言し、騒ぎ、その他議事の妨害と

なる言動をしてはならない。

(平24条例40・旧第76条繰上)

(資料等印刷物の配付の許可)

第7069条 委員会室において、資料、文書等の印刷物を配付するときは、委員長の許可を得なければならない。

(平24条例40・旧第77条繰上)

第9章 補則

(平24条例40・旧第11章繰上)

(会議規則への委任)

第7170条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

(平24条例40・旧第78条繰上)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年12月28日条例第59号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年2月27日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日後、最初に選任される予算審査委員会の委員の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、他の常任委員会の委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則 (平成21年11月4日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月26日条例第3号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年11月2日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月23日条例第7号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月21日条例第40号)

この条例中第5条の改正規定及び第7条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に1項を加える改正規定は公布の日又は地方自治法の一部を

改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定（地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条の改正規定に限る。）の施行の日のいずれか遅い日から、その他の規定は公布の日から施行する。

附 則（平成25年11月1日条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月20日条例第4号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第12条第1項の教育委員会の委員長及び同法第16条第1項の教育委員会の教育長（以下「旧教育長」という。）については、旧教育長の教育委員会の委員としての任期中に限り、この条例による改正後の浜田市議会委員会条例第25条の規定は適用せず、この条例による改正前の浜田市議会委員会条例第25条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成27年11月9日条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月7日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年11月6日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

○浜田市市政に係る重要な事項の議決等に関する条例の施行に伴う申合せ

平成19年9月14日

申合せ

浜田市議会と浜田市長は、浜田市市政に係る重要な事項の議決等に関する条例（平成19年浜田市条例第38号）の施行に伴い、その運用方法等について、次のとおり申し合わせる。

1 議決を要しない軽微な変更（第2条第1号関係）

議決を要しない軽微な変更は、法令等の改廃等に伴う字句の修正等政策の基本的な方向についての変更を伴わないものとする。

2 委員会への報告の時期（第3条第3項関係）

常任委員会又は特別委員会（以下「委員会」という。）への報告は、委員会の意見を計画に反映することができるよう報告の時期を考慮してこれを行うものとする。

~~3 委員会への報告の特例（第3条第3項関係）~~

~~市長その他の執行機関は、計画の策定等の過程における概要等の報告の際、時間的余裕がないと認めるときは、委員長と協議の上、調査会に報告することができる。~~

43 意見の申出（第4条関係）

議会は、市長その他の執行機関に対し意見を申し出るときは、文書をもってこれを行うものとする。

~~54~~ 議決事件の委員会への報告

市長は、第2条の議会の議決すべき事件については、第3条に規定する議会に報告すべき計画の取扱いに準じ、その概要を委員会に報告するよう努めるものとする。

~~65~~ 他の基本的計画の委員会等への報告

市長その他の執行機関は、この条例に定めるもののほか、各行政分野に関する基本的な計画の策定等をしたときは、遅滞なく、当該計画を所管する委員会及び議会全員協議会に報告するよう努めるものとする。

○専決処分事項の指定について

平成17年11月18日

議決

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

(1) 議会の議決を経て締結した工事又は製造の請負契約について、次に掲げる変更契約を締結すること。

ア 設計変更による契約金額の増額又は減額が、当該契約金額の100分の5を超えず、かつ、1,000万円以下の変更契約

イ 工事の目的達成上著しい変更又は支障が生じない場合における完工期日の変更契約

(2) 一件50万円（自動車事故によるものについては、保険金等により補填される金額に50万円を加えた額）以下の法律上の義務に属する損害賠償の額を定めること。

(3) 災害又は突発的な事故により、応急に必要となる歳入歳出予算の補正をすること。

(4) 解散、欠員等の事由による選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。

(5) 会計年度末における歳入歳出等の調整に伴う歳入歳出予算の補正をすること。

(6) 会計年度末における法律等の改正に伴い必要となる条例の改正であって、法律等の施行に併せて当該条例の改正を行わなければ市民生活又は市の事務に支障が生ずるものを行うこと。

○浜田市議会の定例会の回数を定める条例

平成17年10月1日

条例第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定に基づき、浜田市議会定例会の回数は、毎年4回とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。
（平成17年の浜田市議会定例会の回数の特例）
- 2 本則の規定にかかわらず、平成17年の浜田市議会定例会の回数は、1回とする。

○浜田市議会の定例会の回数を定める条例施行規則

平成17年10月1日

規則第2号

浜田市議会の定例会の回数を定める条例（平成17年浜田市条例第5号）の規定による定例会は、毎年3月、6月、9月及び12月に招集する。ただし、都合により繰り上げ、又は繰り下げることができる。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

○浜田市議会調査会規程

平成20年9月26日

議会訓令第5号

(趣旨)

第1条 この訓令は、浜田市議会会議規則（平成17年浜田市議会規則第1号）第107条第4項の規定に基づき、総務文教調査会、福祉環境調査会、産業建設調査会、予算決算調査会及び議会広報広聴調査会（以下これらを「調査会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(平21議会訓令1・平25議会訓令3・一部改正)

(議事の主宰者)

第2条 調査会の議事は、それぞれ常任委員会の委員長が主宰する。

(議事運営)

第3条 調査会の議事運営については、浜田市議会委員会条例（平成17年浜田市条例第306号）の例による。

(調査会の傍聴)

第4条 調査会の傍聴については、浜田市議会委員会傍聴規程（平成17年浜田市議会告示第1号）の例による。

(出席説明の要求)

第5条 調査会は、協議又は調整のため必要があると認めるときは、市長その他の執行機関の長又は関係職員を会議に出席させて説明を求めることができる。

(調査会記録の作成)

第6条 委員長は、事務局職員に、会議の概要、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録（以下「調査会記録」という。）を作成させ、議長に提出しなければならない。

2 調査会記録は、議長が保管する。

(調査会記録の公開)

第7条 調査会記録は、特に秘密を要すると調査会が決定した部分を除き一般に公開する。

(調査会記録の保存年限)

第8条 調査会記録の保存年限は、10年とする。

附 則

この訓令は、平成20年9月26日から施行する。

附 則（平成21年11月4日議会訓令第1号）

この訓令は、平成21年11月4日から施行する。

附 則（平成25年11月1日議会訓令第3号）

この訓令は、平成25年11月1日から施行する。

○浜田市議会調査会規程

平成20年9月26日

議会訓令第5号

(趣旨)

第1条 この訓令は、浜田市議会会議規則（平成17年浜田市議会規則第1号）第107条第4項の規定に基づき、総務文教調査会、福祉環境調査会、産業建設調査会、予算決算調査会及び議会広報広聴調査会（以下これらを「調査会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(平21議会訓令1・平25議会訓令3・一部改正)

(議事の主宰者)

第2条 調査会の議事は、それぞれ常任委員会の委員長が主宰する。

(議事運営)

第3条 調査会の議事運営については、浜田市議会委員会条例（平成17年浜田市条例第306号）の例による。

(調査会の傍聴)

第4条 調査会の傍聴については、浜田市議会委員会傍聴規程（平成17年浜田市議会告示第1号）の例による。

(出席説明の要求)

第5条 調査会は、協議又は調整のため必要があると認めるときは、市長その他の執行機関の長又は関係職員を会議に出席させて説明を求めることができる。

(調査会記録の作成)

第6条 委員長は、事務局職員に、会議の概要、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録（以下「調査会記録」という。）を作成させ、議長に提出しなければならない。

2 調査会記録は、議長が保管する。

(調査会記録の公開)

第7条 調査会記録は、特に秘密を要すると調査会が決定した部分を除き一般に公開する。

(調査会記録の保存年限)

第8条 調査会記録の保存年限は、10年とする。

附 則

この訓令は、平成20年9月26日から施行する。

附 則（平成21年11月4日議会訓令第1号）

この訓令は、平成21年11月4日から施行する。

附 則（平成25年11月1日議会訓令第3号）

この訓令は、平成25年11月1日から施行する。